

# 第2期佐久穂町地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

共に支えあい、誰もが住み慣れた地域で  
安心して暮せるまち



佐久穂町・佐久穂町社会福祉協議会

令和3年3月

## 【目 次】

はじめに.....	1
第1章 計画の基本的な考え方 .....	2
第1節 計画策定の主旨 .....	2
第2節 計画の基本的な考え方 .....	3
第3節 上位計画及び関連計画 .....	5
第4節 計画期間 .....	6
第5節 計画の策定体制 .....	6
第2章 佐久穂町の地域福祉の現状・見通しと課題 .....	7
第1節 これからの佐久穂町を取り巻く状況の見通し .....	7
第2節 地域福祉に関する町民の意識 .....	13
第3節 第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況 .....	18
第4節 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の重要課題 .....	21
第3章 計画の理念・目標・体系.....	22
第1節 基本理念 .....	22
第2節 基本目標 .....	22
第3節 施策体系 .....	23
第4章 施策の展開 .....	24
基本目標1 みんなで支えあうお互いさまの社会づくり .....	24
1-1 地域での支えあう意識の醸成 .....	24
1-2 地域を支える担い手を育てる .....	26
1-3 地域での支えあいの仕組みづくり .....	28
基本目標2 なんでも相談できる仕組みづくり .....	30
2-1 相談機能の強化 .....	30
2-2 早期発見に向けた情報収集・情報発信の強化 .....	32
基本目標3 安心・安全に暮らせるサービス・基盤づくり .....	34
3-1 いのちを守る支援の充実 .....	34
3-2 権利擁護の推進 ~佐久穂町成年後見利用促進基本計画 .....	36
3-3 暮らしを支える福祉サービスの充実 .....	38
第5章 計画の推進体制・進捗管理 .....	40
第1節 計画の推進体制 .....	40
第2節 進捗管理 .....	40
資料編 .....	41
1 佐久穂町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	41
2 佐久穂町地域福祉計画策定委員名簿 .....	43
3 計画策定の経過 .....	44
4 用語解説 .....	45

## はじめに



近年、高齢化と人口減少がさらに進み、人と人とのつながりや支えあいは重要さを増しています。全国各地で大規模な災害が多発していますが、わが町においても令和元年東日本台風により甚大な被害を受け、地域コミュニティの重要性をあらためて痛感しました。

また、ひきこもり、8050問題などの新たな社会問題は、地域や世帯、そして個人が抱える課題が複雑化しており、従来の単一の制度やサービスだけでは解決が困難になってきています。

さらに、新型コロナウィルス感染症の流行により、ソーシャルディスタンス等の新しい生活様式が必要となり、地域福祉のあり方についても、新たな課題が出てきている現状でもあります。

現在、国では、「地域共生社会の実現」を掲げ、制度や分野ごとの「縦割り」から、分野をまたがった「丸ごと」支援への転換、また地域住民が「我が事」として主体的に支えあい、地域の資源を生かして暮らしに豊かさを生み出すための仕組みを支援するよう改革を進めています。

町は、平成24年3月に「佐久穂町地域福祉計画」を策定し、計画に沿い様々な地域福祉施策に取り組んで参りましたが、時代の変化により表出した新たなニーズに対応するため、「第2期佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画」をここに策定いたしました。

今回の計画は、地域福祉のより一層の推進を図るため、佐久穂町社会福祉協議会の「佐久穂町地域福祉活動計画」と一体的に作成し、「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、「共に支えあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」の基本理念とし、地域共生社会の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備を推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました住民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年3月 佐久穂町長 佐々木勝

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画策定の主旨

少子高齢化、人口減少社会の到来、家庭や地域のつながりの希薄化等により、地域社会は大きな転換期を迎えつつあります。社会福祉制度では、「支え手側」と「受け手側」を固定的に捉え、高齢者、障がい者、子どもなど、対象ごとの法的な支援制度が整備されてきました。

しかし、近年、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加、ひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待、経済的に困窮している世帯、老老介護\*、8050問題\*など、課題が複雑化・多様化しており、制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでは対応が難しくなってきています。

公的なサービスを基本としつつも、「支え手側」と「受け手側」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な団体・機関が「我が事」として参画し、主体的な支えあいにより、安心した暮らしとともにつくる「地域共生社会」の実現が求められています。

また、平成23(2011)年3月の東日本大震災、平成28(2016)年4月の熊本地震、平成30(2018)年7月の西日本豪雨など大規模災害が頻発しています。佐久穂町においても令和元(2019)年に台風第19号による豪雨災害が発生し、大きな被害を受けました。地域コミュニティの重要性が再認識され、災害時における要支援者への支援体制の構築も求められています。

佐久穂町では、平成24(2012)年3月に「佐久穂町地域福祉計画」「佐久穂町地域福祉活動計画」を策定し、共に支えあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現に向けて、地域福祉を推進してきました。

本計画においても、前回計画の考え方を引き継ぎながら、「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進する指針としての「第2次佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

※「\*」が付いている単語は、巻末に用語解説を掲載しています。

※「障害」の表記について

- ・「障害」という用語が主に人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記します。
- ・例外として、次の場合は従来の「障害」の表記を用います。
  - ア 法令の名称や用語を用いる場合
  - イ 機関・団体の名称等の固有名詞を用いる場合
  - ウ 令達文（条例、規則、訓令、達、指令）及び公示文（告示、公示）において表記する場合 等

## 第2節 計画の基本的な考え方

### 1. 地域福祉とは

私たちが暮らしている地域には、様々な年齢や価値観、ライフスタイルの人が住んでおり、高齢者の生活不安や介護、障がい者の自立や社会参加、子育ての不安など、個人が抱える問題はそれぞれ違います。

地域福祉は、そのような課題に対して、地域住民、地域活動団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、行政等が連携・協働しながら解決を図り、「このまちに住んでよかった」と実感できるような社会を実現するための取組みです。

身近な暮らしの中で起こる困りごとを「自分ごと」として考え、支えあいながら、人と人とのつながりを大切にして、誰も排除せず、誰もが自分らしく生きることができる地域の実現を目指します。



### 2. 計画の位置づけ

佐久穂町及び佐久穂町社会福祉協議会では、地域住民がお互いに支えあう仕組みを整え、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するとともに、相談支援体制を強化するために「第2次佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画」として、一体的に策定します。

#### ■ 「地域福祉計画」とは

社会福祉法第107条の規定に基づき、町における「地域での助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するための計画です。

#### ■ 「地域福祉活動計画」とは

地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置づけられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

### 3. 「地域福祉」に関する法改正

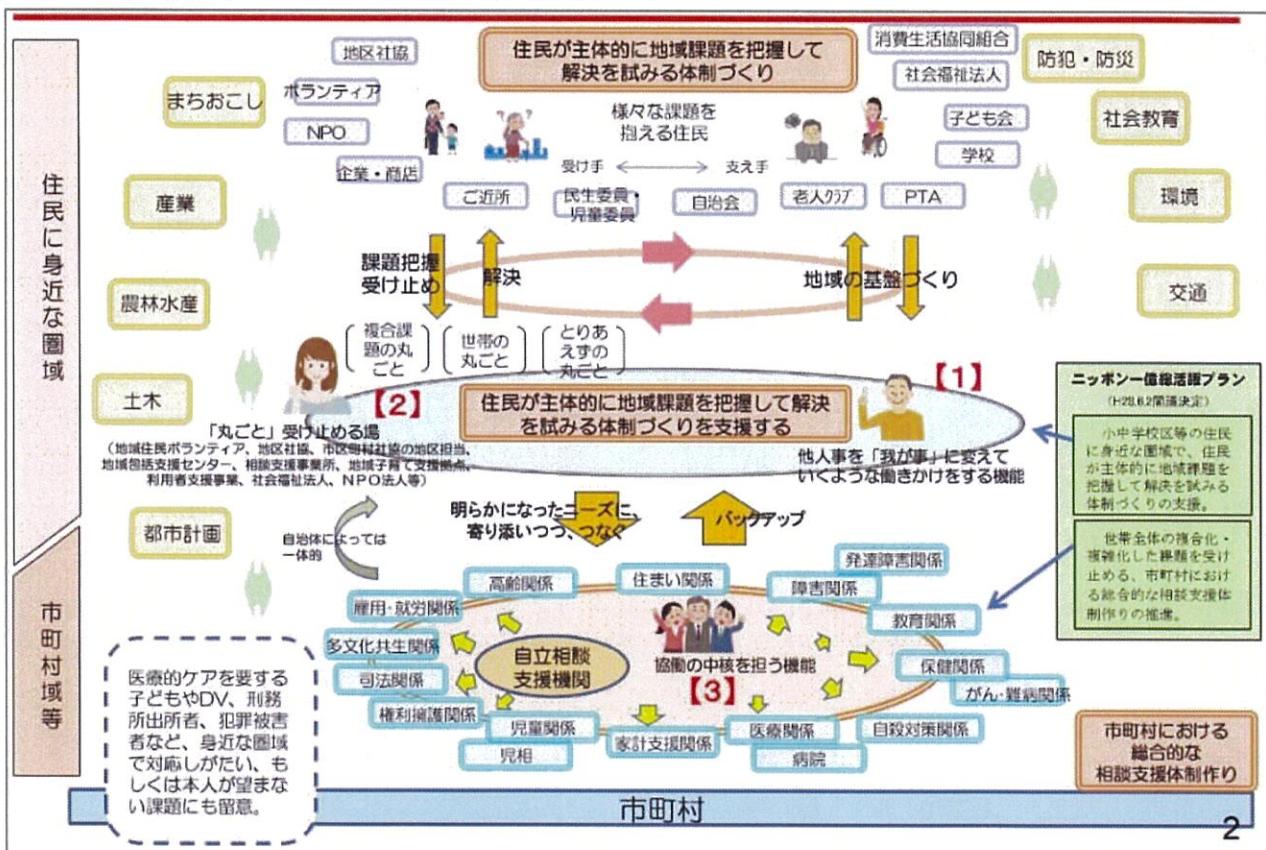
地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、「地域包括ケアシステム\*の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」により社会福祉法が改正され、平成 28（2016）年 4 月 1 日から施行されています。改正社会福祉法のポイントは以下のとおりです。

図表 1 改正社会福祉法のポイント

- ①住民相互の支えあい機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制の整備の重要性が示された
- ②市町村が包括的な支援体制の整備を行う責務があることが明記された
- ③地域福祉計画の策定が努力義務化され、他の計画の上位計画に位置づけられる

上記の②にあたる、「包括的な支援体制の整備」に向けて、「住民に身近な圏域」で住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制の構築や、高齢者福祉に限らず地域で暮らす住民が抱える生活課題を総合的に受け止める相談体制の整備、そして市町村における専門的相談機関の連携の推進に取組むことの必要性が明記されました。

図表 2 市町村による包括的な支援体制の構築のイメージ

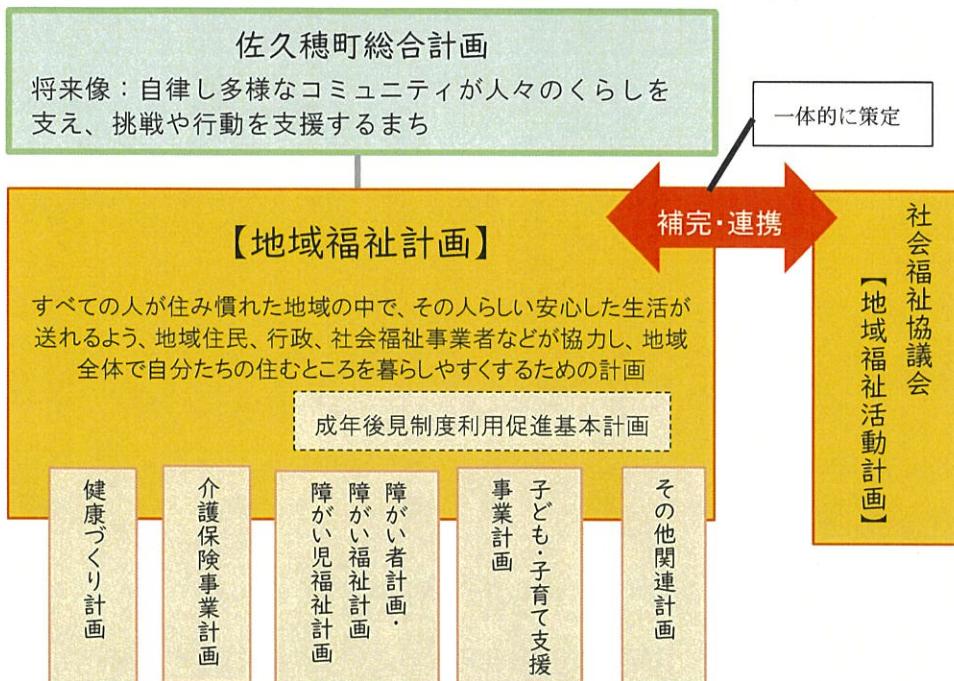


出典：厚生労働省 第 20 回社会保障審議会福祉部会資料

## 第3節 上位計画及び関連計画

地域福祉計画は、「佐久穂町総合計画」を上位計画とし、本町の高齢者、障がい者、児童、保健の各計画を横断的につなげ、かつ整合性をもたせ、佐久穂町の特徴を生かした地域福祉を推進するものです。さらに、一体的に策定する佐久穂町社会福祉協議会の「佐久穂町地域福祉活動計画」と相互に補完・連携を図りながら実施するものとします。

また、本計画から「成年後見制度利用促進基本計画」と合わせて策定を行います。



平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された SDGs\*（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）では、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、令和 12（2030）年を年限とする 17 の目標を掲げています。本町の地域福祉計画・地域福祉活動計画においても、この考え方を踏まえ、取組みます。本計画との関連が強い目標は以下となります。

図表 3 本計画と関連が強い目標

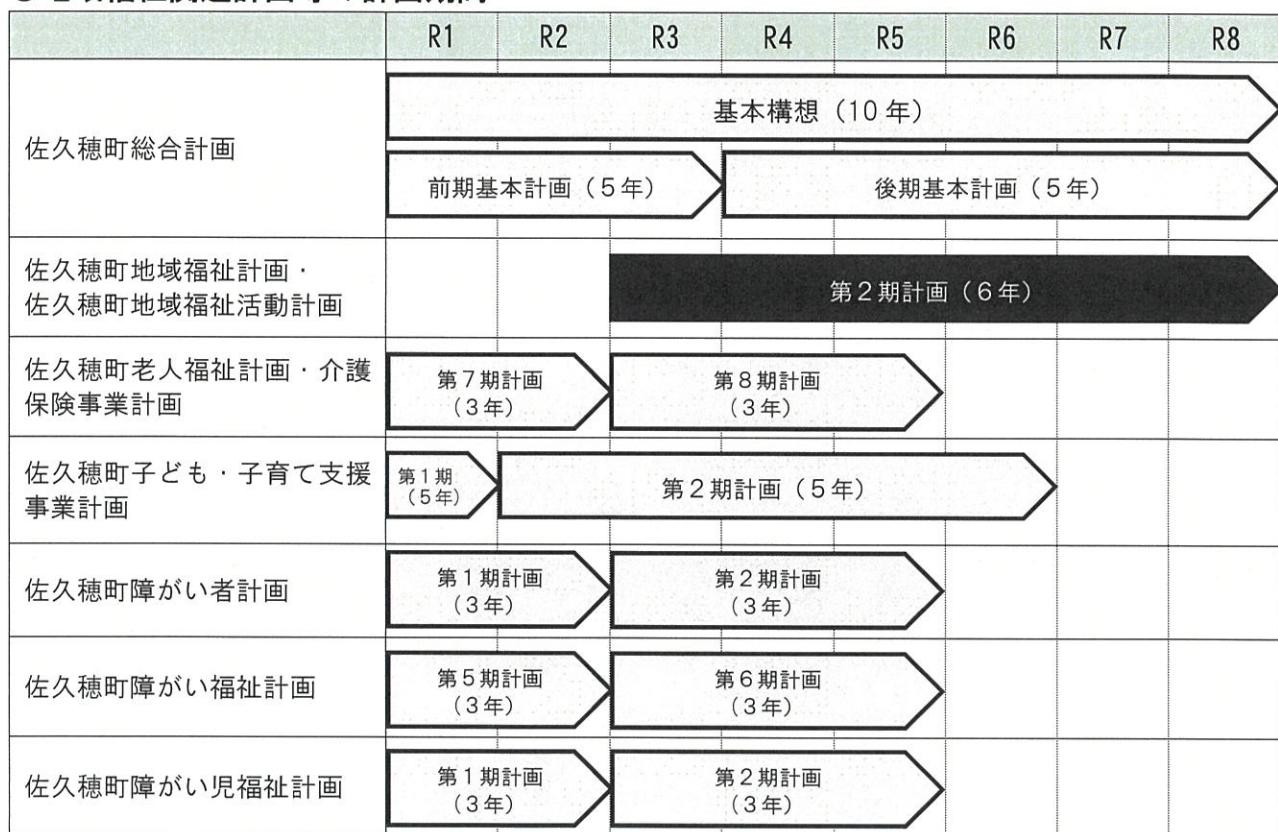
<b>目標 1：貧困をなくそう</b> あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	<b>目標 3：すべての人々に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	<b>目標 5：ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント*（力をつけること）を図る
<b>目標 10：人や国の不平等をなくそう</b> 国内および国家間の不平等を是正する	<b>目標 11：住み続けられるまちづくりを</b> 都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭（レジリエント*）かつ持続可能にする	<b>目標 17：パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ*を活性化する

## 第4節 計画期間

第1期佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画の計画期間は5年でしたが、関連する「佐久穂町老人福祉計画・介護保険事業計画」、「佐久穂町障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画期間が3年であり、整合性を取りながら進めるため、令和3年度を初年度とする6年とします。

なお、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

### ●地域福祉関連計画等の計画期間



## 第5節 計画の策定体制

### 1. 地域福祉計画策定委員会

有識者、住民団体、福祉関係団体、福祉施設職員、住民代表等で構成する地域福祉計画策定委員会にて、素案及び計画案の検討を行い、検討の結果を町長に報告します。

### 2. 住民アンケートの実施

住民アンケートを実施し、現状・課題の把握を行い、素案及び計画案を作成しました。

## 第2章 佐久穂町の地域福祉の現状・見通しと課題

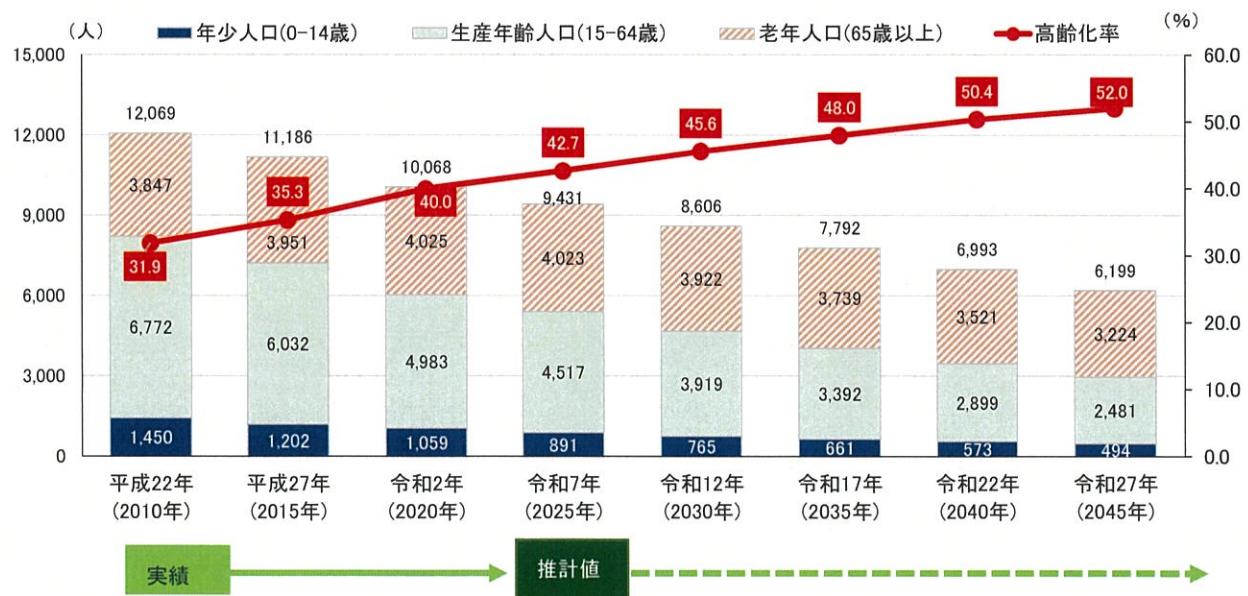
### 第1節 これからの佐久穂町を取り巻く状況の見通し

#### 1. 人口の現状と見通し

本町の総人口は、令和2（2020）年時点で10,068人です。そのうち、老人人口は4,025人となっています。今後、老人人口（65歳以上）及び生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）のすべての年齢区分で人口は減少し、令和22（2040）年の総人口は7,000人を下回ることが予想されています。

生産年齢人口の減少幅が大きいことから高齢化率は増加し続け、令和22（2040）年には50%に達すると予想されます。少子高齢化がより一層進む中、地域福祉の推進がこれからも求められます。

図表 4 佐久穂町の年齢3区分人口の推移・推計



出典：平成22～27年は総務省「国勢調査」、令和2年は長野県「毎月人口異動調査」（10月1日時点）

令和7年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

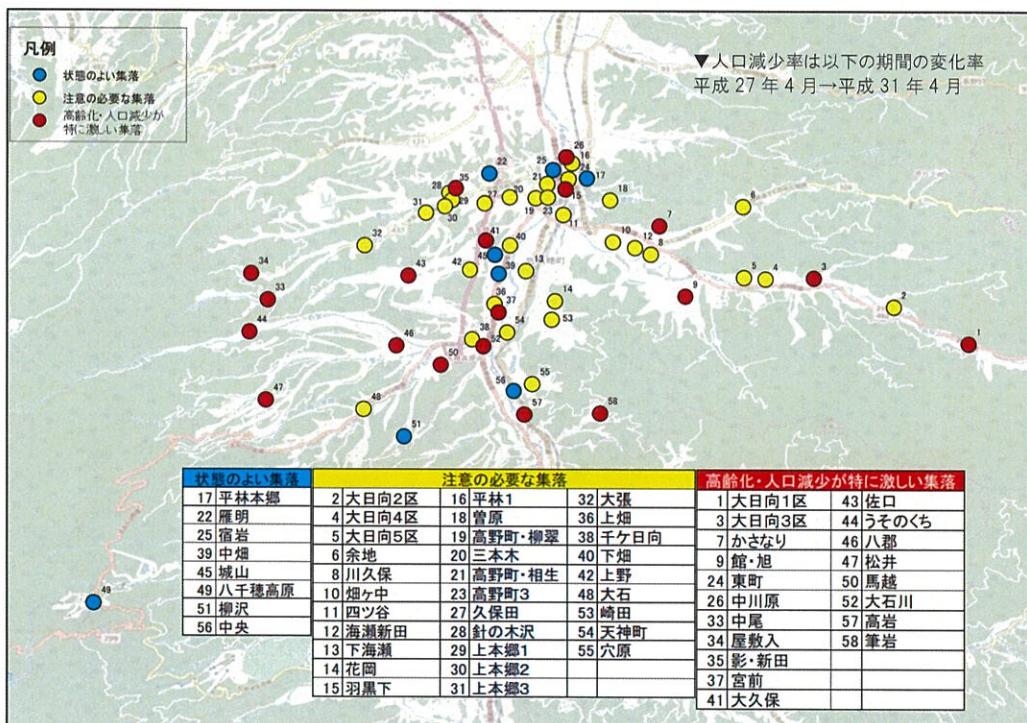
※総人口には「年齢不詳」が含まれるため、各年齢の合計値と一致しない

## 2. 集落の人口減少と高齢化の状況

58の集落別に平成27（2015）年から平成31（2019）年の人口増減率と、平成31（2019）年の高齢化率を見ると、集落によって状況に差がある様子が伺えます。

おおむね町の中心部から遠ざかるほど、人口減少率、高齢化率が高くなっています。高齢化等に伴い担い手の減少が深刻化する集落もあり、集落ごとの状況を踏まえた取組みの推進が求められます。

図表 5 集落別 人口増減率と高齢化率



### 【凡例】

#### ● 状態のよい集落

- ・高齢化率 25%未満  
かつ
- ・人口減少率 10%未満  
人口が増加

#### ● 注意の必要な集落

- ・高齢化率 25%以上 45%未満  
かつ
- ・人口減少率 0%以上 10%未満

#### ● 高齢化・人口減少が 特に激しい集落

- ・高齢化率 45%以上  
または
- ・人口減少率 10%以上

出典：佐久穂町「住民基本台帳」平成27年4月、平成31年4月

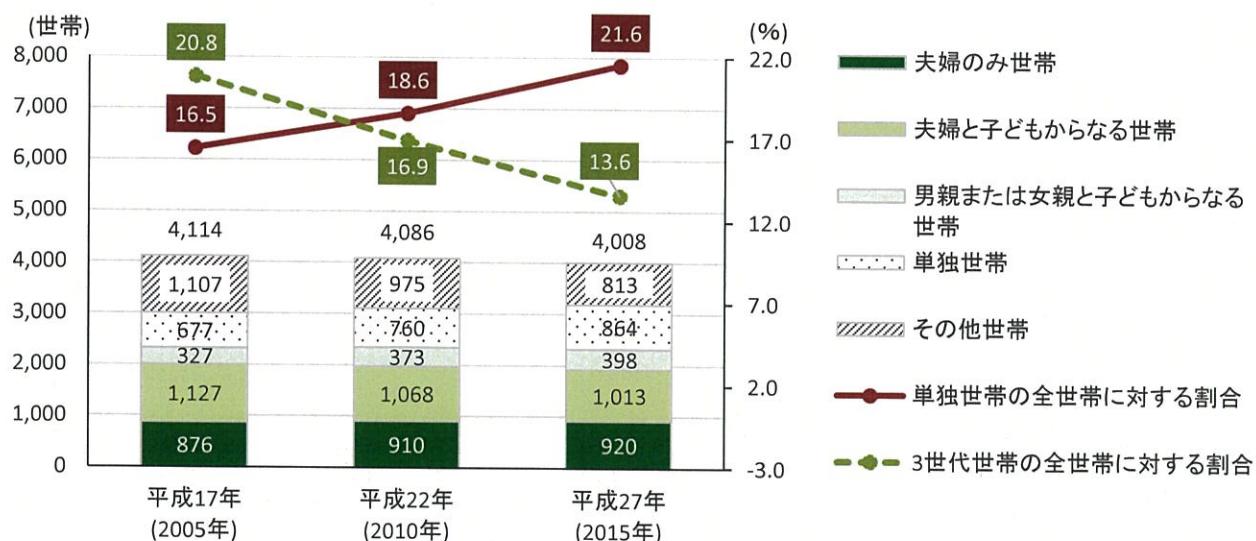
### 3. 世帯の傾向

本町の世帯数は平成27(2015)年時点で4,008世帯となっており、10年間で106世帯減少しています。平成17(2005)年から平成27(2015)年の変化を見ると、「夫婦のみの世帯」、「男親または女親と子どもからなる世帯」、「単独世帯」が増加していますが、「3世代世帯」の割合は、低下しています。

高齢世帯を見ると、平成27(2015)年時点で1,192世帯となっています。「高齢夫婦世帯」、「高齢単身世帯」とともに年々増加しており、全世帯に占める高齢世帯（単身・夫婦）の割合は平成27(2015)年時点で29.7%まで上昇しています。

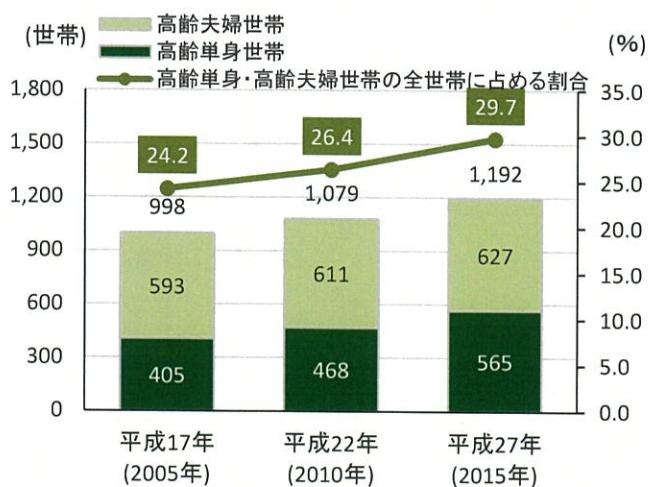
また、ひとり親世帯（未婚、死別または離別の女親、男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯）は平成17(2005)年と比較して増加しています。

図表 6 世帯類型別世帯数の推移



出典：総務省「国勢調査」

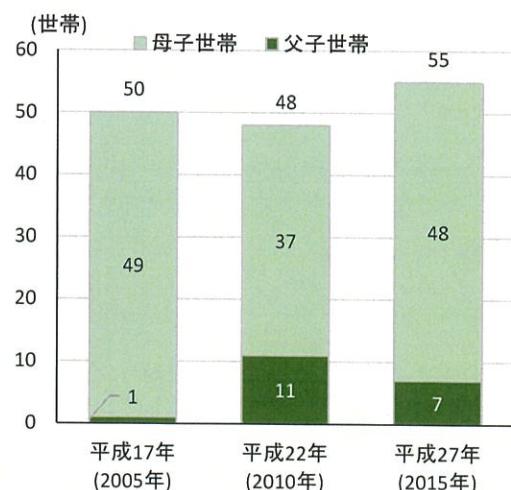
図表 7 高齢世帯数の推移（単身世帯・夫婦世帯）



資料：総務省「国勢調査」

※高齢夫婦世帯とは夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

図表 8 ひとり親世帯の推移



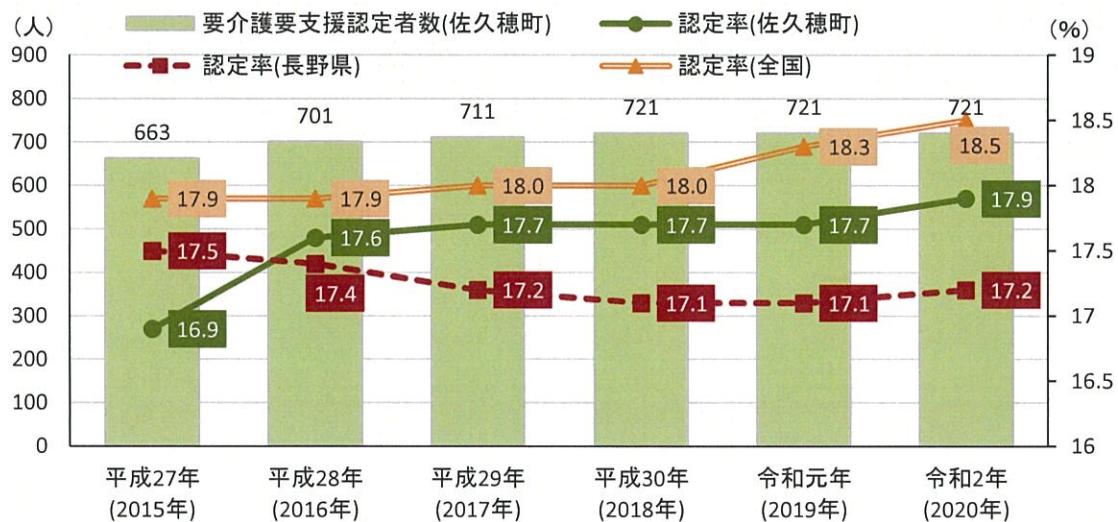
出典：総務省「国勢調査」

※ひとり親世帯は未婚、死別または離別の女親、男親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

#### 4. 支援が必要な人等を取り巻く状況

本町の要介護（要支援）認定者数は令和2（2020）年時点で721人、要介護（要支援）認定率は17.9%で緩やかに上昇しています。要介護（要支援）認定率を比較すると、本町は全国平均より0.6ポイント下回っていますが、長野県平均より0.7ポイント上回っている状況です。

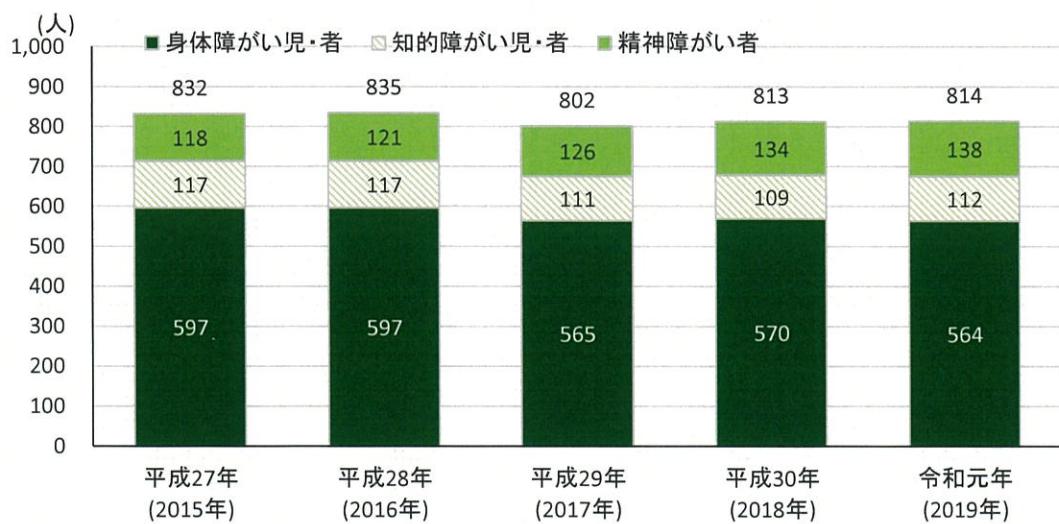
図表9 要介護（要支援）認定者数の推移



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和元年度、2年度のみ3月月報

障害者手帳\*所持者数は、令和元（2019）年時点で814人です。身体障害者手帳及び療育手帳所持者数は減少傾向ですが、精神保健福祉手帳所持者数は年々増加しています。

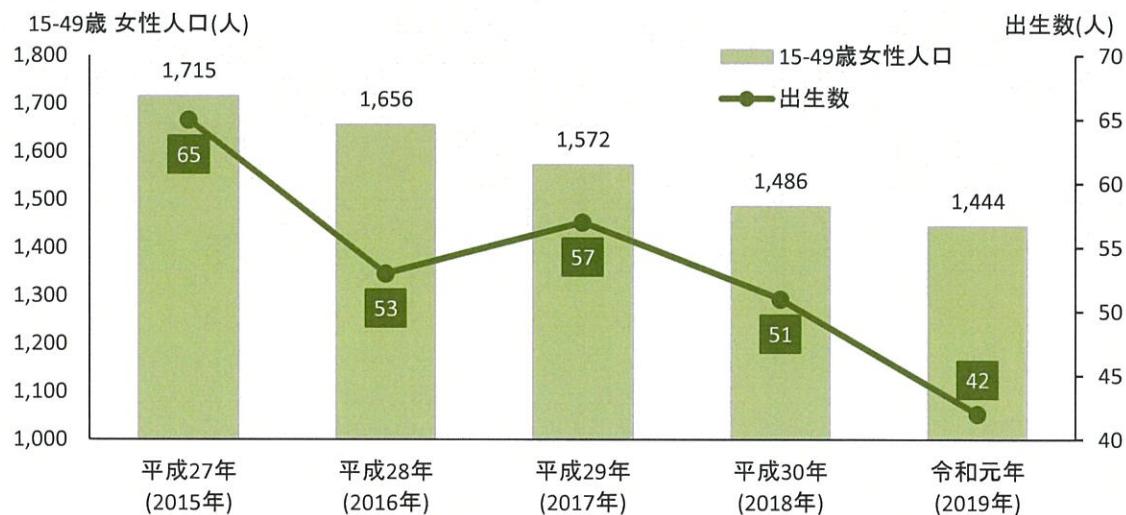
図表10 障害者手帳\*所持者数の推移



出典：佐久穂町

本町の出生数は令和元（2019）年時点で42人となっています。15-49歳の女性人口の減少もあり、平成27（2015）年から出生数は23人減少しています。

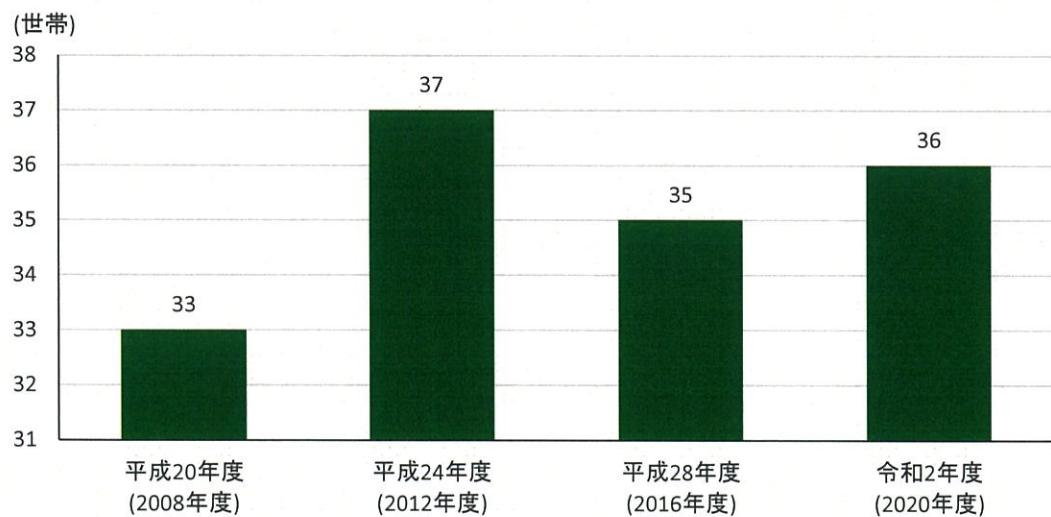
図表 11 15-49歳の女性人口及び出生数の推移



出典：長野県「毎月人口異動調査」

生活保護受給世帯数は令和2（2020）年度時点で36世帯となっており、平成20（2008）年度から3世帯増加しています。

図表 12 生活保護受給世帯数の推移

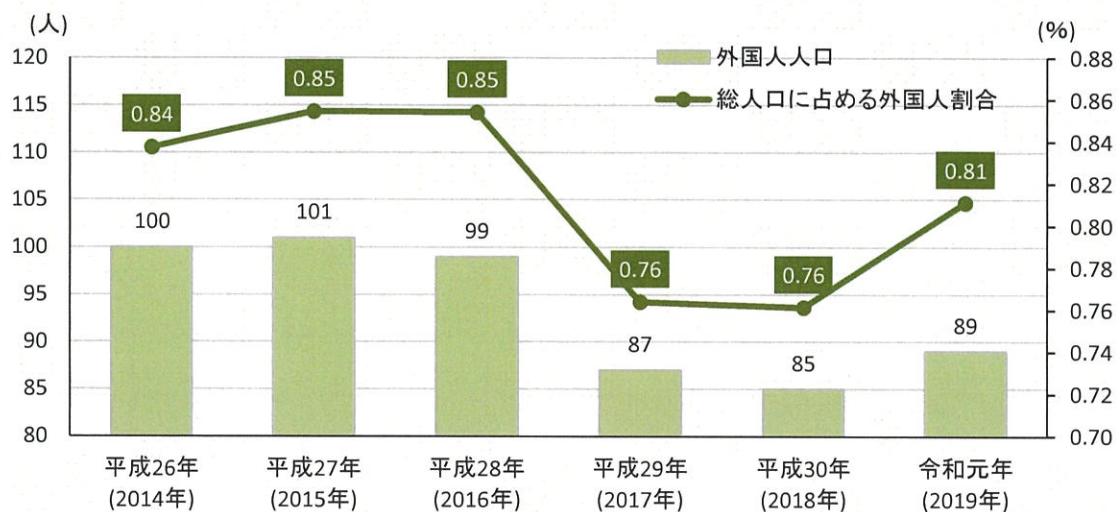


出典：佐久穂町

## 5. 外国人住民の状況

本町の外国人住民は、令和元（2019）年時点ですでに89人です。平成28（2016）年から平成29（2017）年にかけて12人減少しており、以降は80人台後半を推移しています。総人口に占める外国人割合は0.8%前後を推移しています。

図表 13 外国人住民の推移



出典：長野県「外国人住民統計」

## 第2節 地域福祉に関する町民の意識

近所との付き合いや地区活動の状況、自治体への関わり方等を把握するために「佐久穂町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査」を実施しました。

なお、平成21年度調査は第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定時に実施した調査となります。

※パーセンテージは、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示しています。そのため、各回答の

### ◆調査概要

#### 【令和2年度調査】

対象：満20歳以上で佐久穂町在住の1,000名（無作為抽出）

方法：郵送による配布・回収

調査実施期間：令和2（2020）年8月28日～9月18日

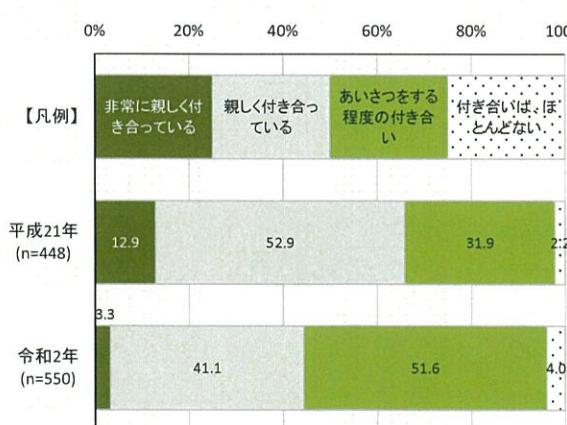
回収率：556件（回収率55.6%）

### 1. 近所との付き合いや地域活動の状況

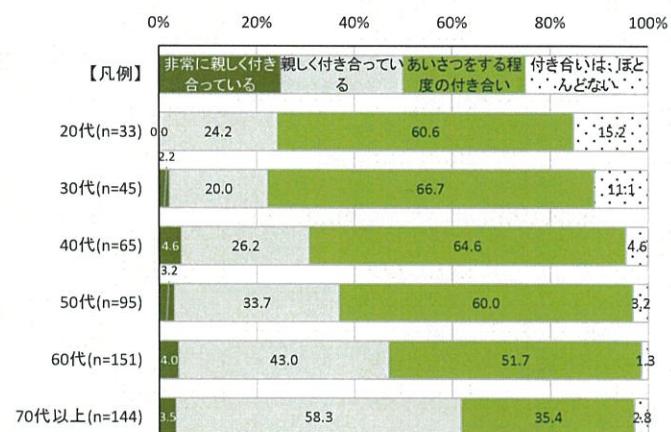
近所付き合いは「非常に親しく付き合っている」は3.3%（9.6ポイント減）、「親しく付き合っている」が41.1%（11.8ポイント減）で、それらを合わせた割合は44.4%でした。前回調査から21.4ポイント減少しています。年代が下がるほど「あいさつをする程度の付き合い」が多い傾向がみられます。

図表 14 近所の付き合いの状況

【経年】



【年代別】

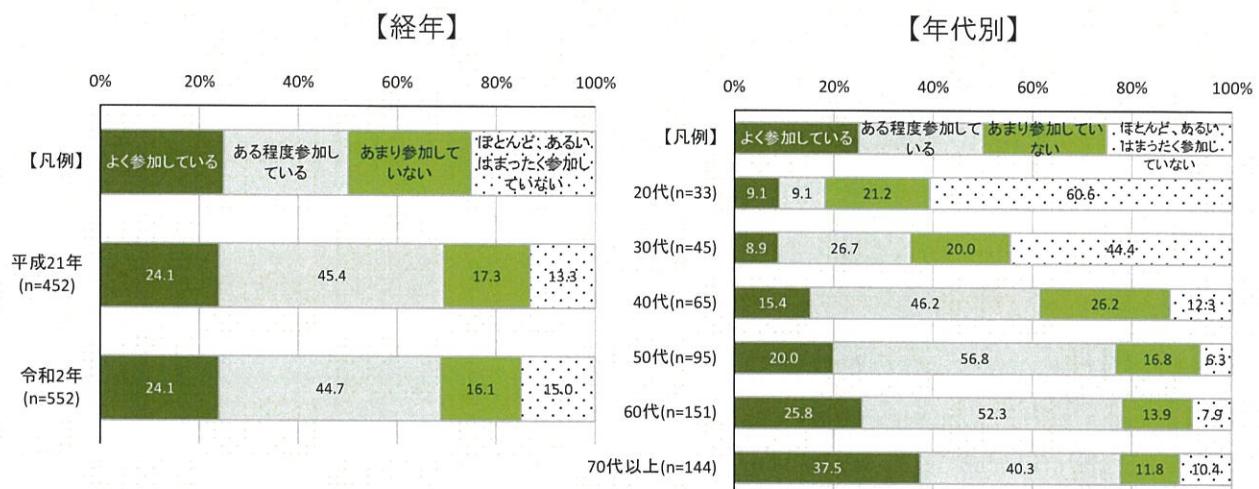


常会・自治会・区等の活動の参加頻度は「よく参加している」「ある程度参加している」が全体の 68.8% を占めており、前回調査から傾向に変化はありません。年代別にみると、年代が上がるにつれて参加頻度が高まっています。参加している理由としては「近所に住む者の義務だから」が多くなっており、今一度、活動の意義を共有していくことも必要です。

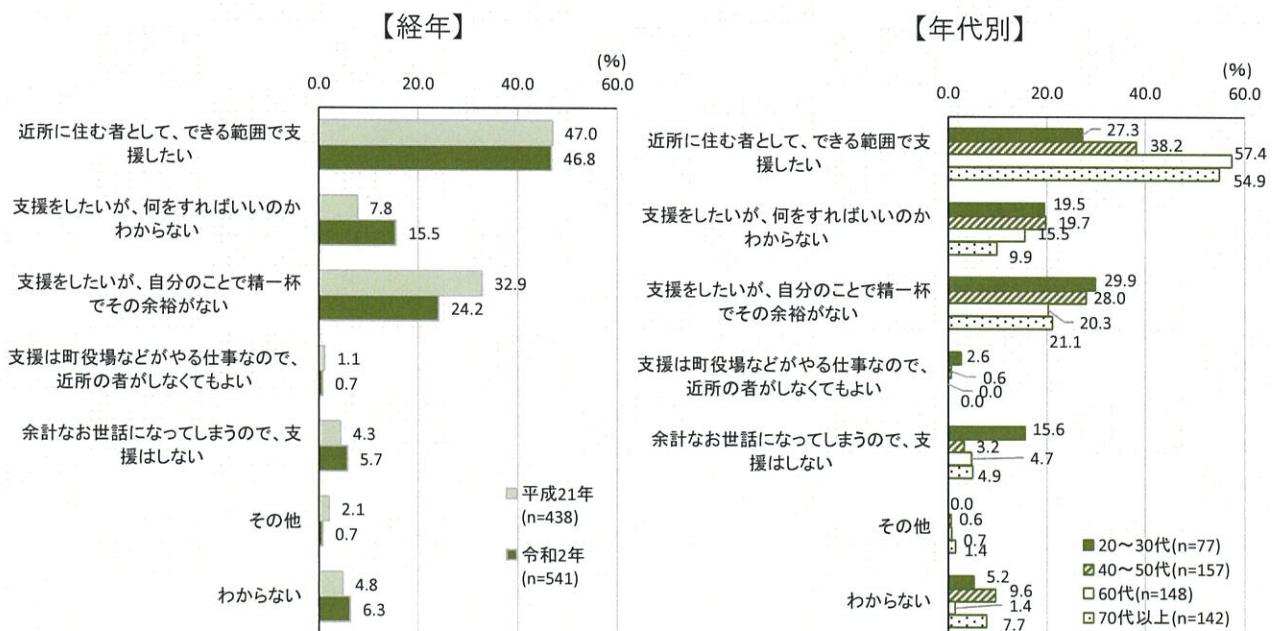
近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援の意向は「近隣に住む者として、できる範囲で支援したい」が 46.8%、「余裕がない」が 24.2%、「支援をしたいが、何をすればいいかわからない」が 15.5%です。前回調査から「余裕がない」という回答が減少し、「支援をしたいが、何をすればいいかわからない」が増加しています。

ちょっととした困りごとがある人と支援できる人とのマッチングができるような支えあいの仕組みづくりが重要です。

図表 15 常会・自治会・区等の活動の参加頻度

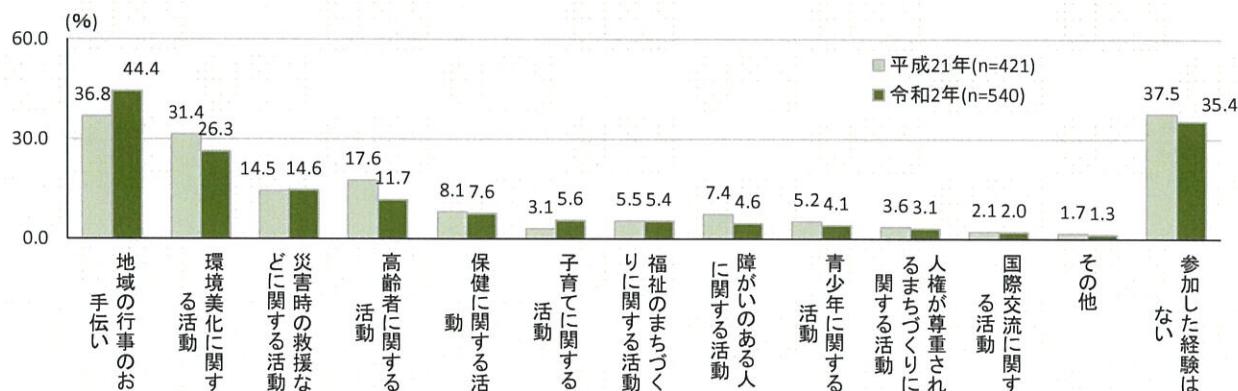


図表 16 近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援の意向

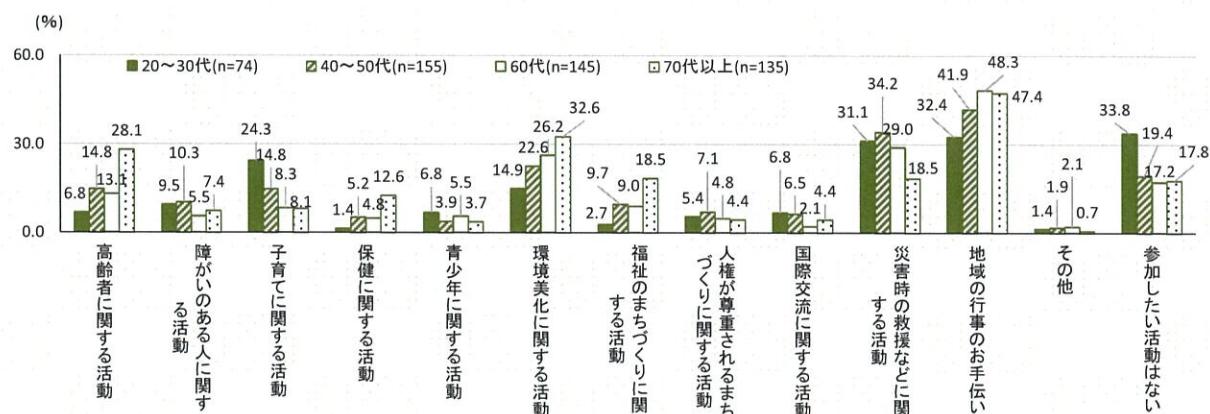


NPO\*やボランティア活動への参加経験は、「地域の行事のお手伝い」「環境美化に関する活動」が多くなっています。参加した経験はないは35.4%であり、前回調査と同水準です。活動に参加しやすくなる条件は「自分にあった時間や内容の活動があれば参加してみたい」とする回答が最も多くなっています。参加したいNPO\*やボランティア活動は年代ごとに傾向が異なるため、今後はニーズを加味し、参加を促進していくことが必要です。

図表 17 NPO\*やボランティア活動の状況（複数回答）



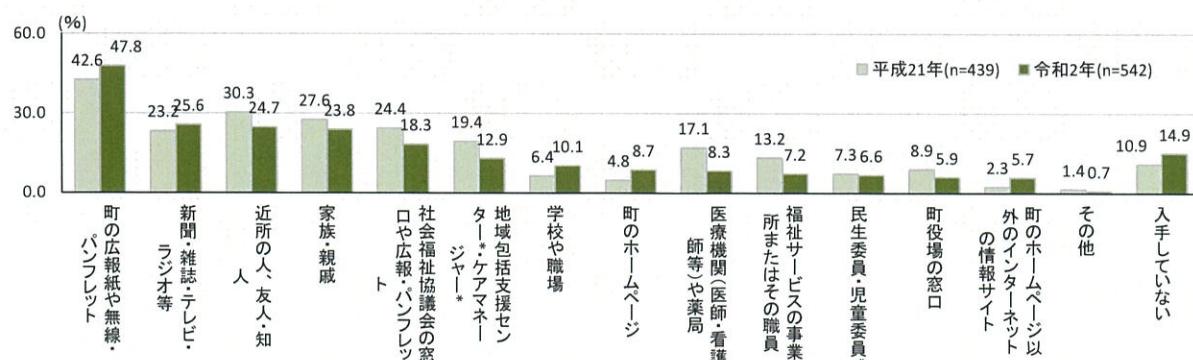
図表 18 年代別 今後、参加したいNPO\*やボランティア活動の状況（複数回答）



## 2. 福祉情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先は、「町の広報紙や無線・パンフレット」が47.8%を占めています。年代別の情報の入手先に違いがみられることから、発信するメディアを工夫するなど、ターゲットに合わせた情報発信が重要だと考えられます。

図表 19 福祉サービスの情報の入手先（複数回答）



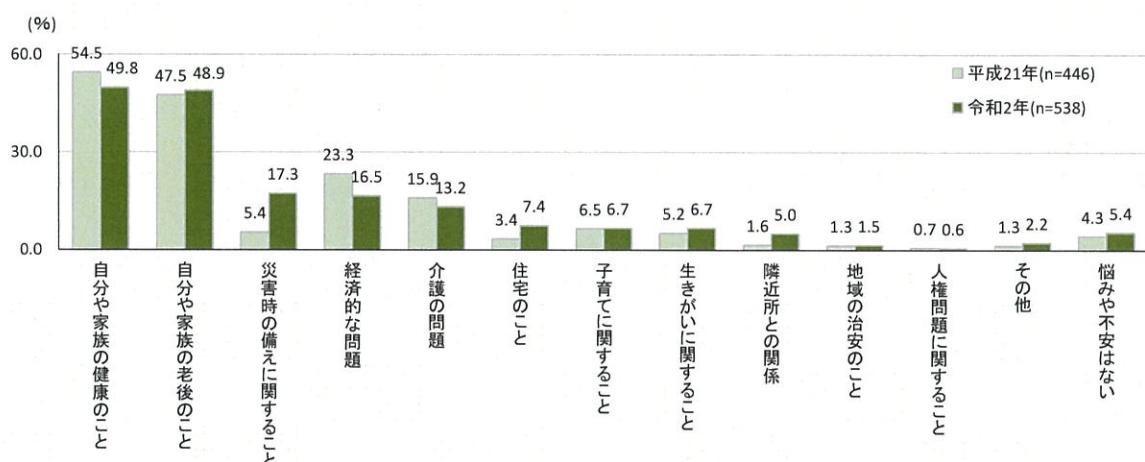
### 3. 災害への不安の高まり

日常生活における悩みは、自分や家族の「健康」「老後」が前回調査と同様に高く、次いで「災害時の備え」となっています。「災害時の備え」は前回調査から11.9ポイント増加し、不安に感じている人が増えています。

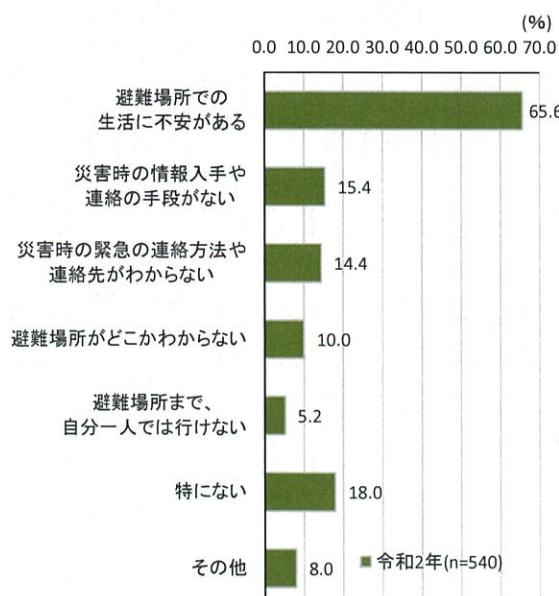
災害発生時の不安として「避難場所での生活」が65.6%と突出して高くなっています。災害発生前の備えとして、地域において特に必要なことは「日頃からの隣近所とのあいさつ、声かけや付き合い」「地域の避難所となる施設での受け入れ体制の準備」等が多くなっています。

防災に向けた関心が高まる中、隣近所との関わり方が見直されています。また、多くの住民が、不安を感じている避難場所等に向けた取組みが求められます。

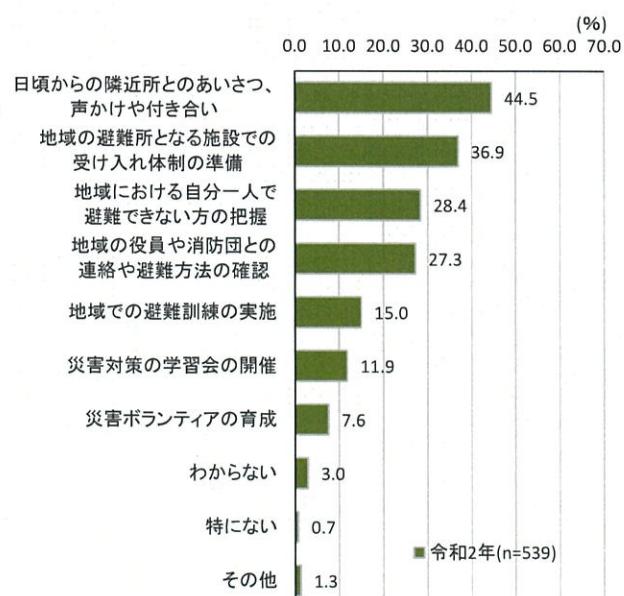
図表 20 日常生活における主な悩みや不安（2つまで）【経年】



図表 21 地震や台風など災害発生時に不安に思うこと（2つまで）



図表 22 災害発生前の備えとして、地域において特に重要なこと（2つまで）

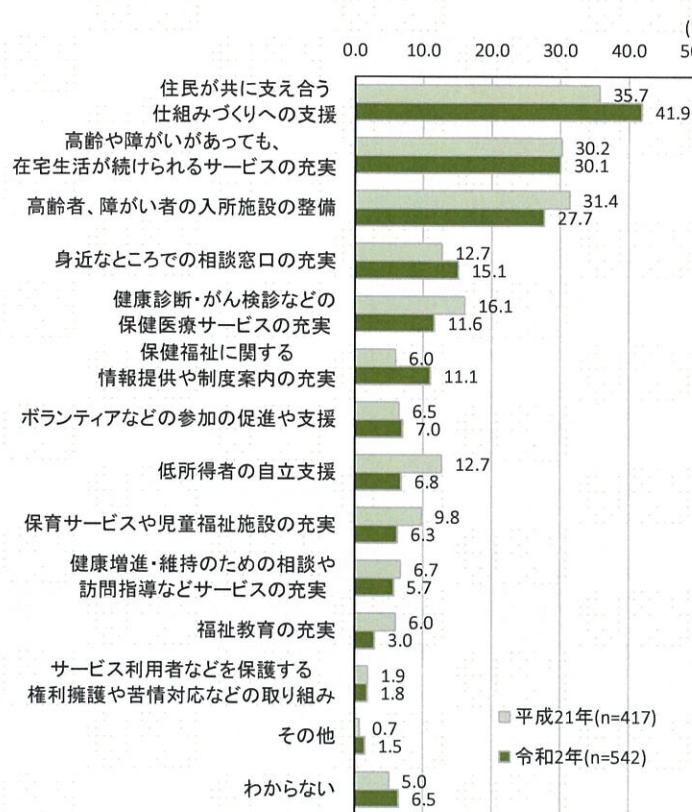


#### 4. 地域福祉を充実させていくための町や社会福祉協議会への期待

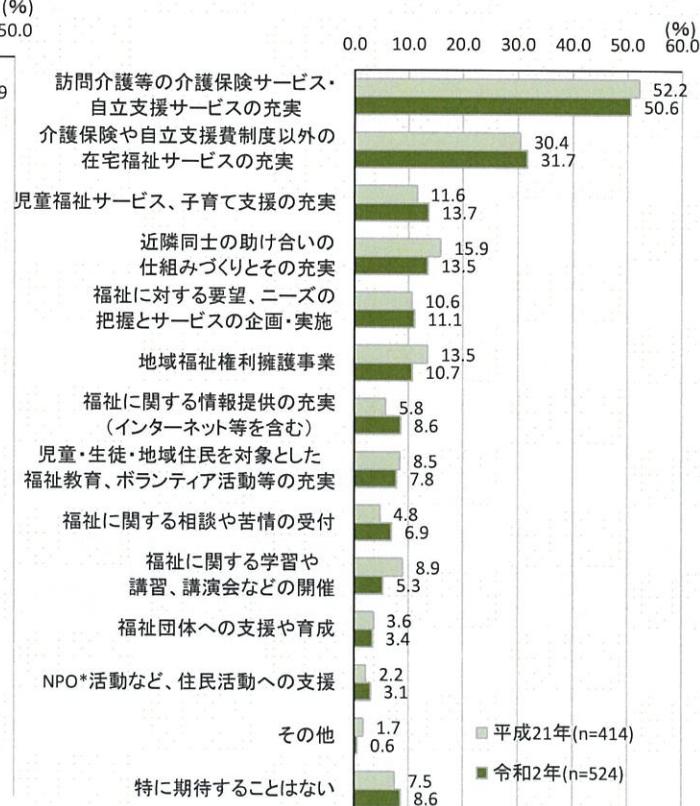
今後、町が優先して充実すべき取組みは、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」「高齢や障がいがあるあっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」「高齢者、障がい者の入所施設の整備」が多くなっています。

社会福祉協議会に期待することは、「介護保険サービス・自立支援サービスの充実」が最も多い、次いで「介護保険や自立支援費制度以外の在宅福祉サービスの充実」となっています。

図表 23 今後、町が優先して充実すべき取組み（2つまで）



図表 24 社会福祉協議会に期待すること(2つまで)



### 第3節 第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画の進捗状況

第1次地域福祉計画・地域福祉活動計画では、以下に示す4つの目標に沿って事業を実施してきました。令和元（2019）年には台風第19号による水害の発生、令和2（2020）年には新型コロナウイルスの感染拡大があり、計画通りには実施できない事業が多くありましたが、想定外の問題の発生によって、災害ボランティアセンター\*の運営による住民のボランティア活動に対する意識の変化や、地域での支えあいの重要性が、住民や関係者により深く理解されるきっかけにもなりました。

また、この間、地域での勉強会の開催による支えあいの気運醸成や、総合相談窓口の開設によるワンストップ\*のサービス提供なども進みました。課題が複雑化・多様化する中、町と社協が連携しながら、日常生活を支える仕組みづくりを続けていく必要があります。

#### 基本目標1 地域に根ざした福祉を担う人が増える

基本施策・指標	成果・課題等		今後の方向性
	主な成果	主な課題	
1. 福祉教育を推進する	<ul style="list-style-type: none"><li>学生から高齢者まであらゆる年代層に対し、学習や体験を通して、地域福祉等の理解を促す機会づくりができた。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>中学生や大学生の体験や実習の受け入れ体制が必要（マンパワーが必要）。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■地域での福祉教育を行う仕組づくり</li></ul>
2. 家族や地域の絆を深める事業を育成する	<ul style="list-style-type: none"><li>地域のサロンなどを利用して異世代間交流の機会を創出。</li><li>リフレッシュ事業など当事者同士の交流の中で介護者の心の負担軽減に繋がり、家族や地域の絆を深める一助となった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>近所との付き合いが希薄化している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>■地域でのリーダーや担い手の育成</li><li>■小地域*での支えあいの仕組づくり</li></ul>
3. 地域資源を発掘、育成する	<ul style="list-style-type: none"><li>地域活動を行う人材確保のため、地域づくりフォーラムや学習会の開催などを通じて地域による支えあいの機運の醸成に繋がった。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>地域との繋がりを深めていくためには、そのキーパーソンとなる人の動きが必要。地域づくりにおける、リーダーや担い手育成が急務。</li></ul>	

## 基本目標2 誰もが相談しやすく、必要な情報が入手できる

基本施策・指標	成果・課題等		今後の方向性
	主な成果	主な課題	
1.総合的な相談体制を充実させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合相談窓口（ワンストップサービス*）の開設、緊急時の相談体制の構築。</li> <li>町、社協、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、しらかば智栄会などと連携した相談への対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談体制の連携先である各福祉団体は、会員数の減少等により、運営に課題が残る。</li> <li>地域の福祉課題が複雑化、多様化、深刻化する中で複合的な課題を抱えた人への対応が課題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関と連携した相談体制の充実</li> <li>■災害時の情報提供や安否確認の仕組みづくり</li> </ul>
2.情報の提供、共有を充実させる	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健、医療、福祉、教育、医療機関等との連携強化による総合的な情報提供の実施。</li> <li>地域のサロンや社協報の発行を通じた地域活動の情報発信。</li> <li>地域活動情報交換会など地域リーダー同士の交流の場から横の繋がりにより情報を得られる機会を創出。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各分野との総合的な情報提供に取り組んできたが、特に災害時の情報提供の仕組みづくりは課題が残る。</li> <li>情報提供は、コロナ禍における感染症対策を含めた対応も検討する必要がある。</li> <li>携帯端末やSNS*など、IT技術を活用した情報提供サービスの構築が遅れている。</li> <li>情報伝達の方法がチラシや広報誌などの紙媒体中心だったため、若い世代へのアプローチが弱かった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■IT技術など新たな技術も活用した情報発信・提供の仕組みづくり</li> <li>■権利擁護事業の推進</li> </ul>
3.利用者の権利やプライバシーを守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度*の周知、また苦情処理体制を充実させるために第三者委員会を開催。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常生活自立支援事業や成年後見制度*の認知度を高め、利用を促すとともに、後見人*や支援員の担い手を増やす必要がある。</li> <li>災害時におけるプライバシーに配慮した要援護者の安否確認（地域での見守りや声掛け）の方法を確立しておく必要がある。</li> </ul>	

### 基本目標3 きめ細やかなサービスが利用できる

基本施策・指標	成果・課題等		今後の方向性
	主な成果	主な課題	
1.多様な福祉サービスを開発する 2.専門機関・事業所などのネットワークを構築する	<ul style="list-style-type: none"> <li>支えあいの地域づくりフォーラムなど、多様な主体による見守り生活支援サポート事業の実施。</li> <li>地域包括支援センター*とケアマネ*・事業者連絡会議などを通じた関係者間での連携により、サービス提供事業所の質的・量的レベルを向上させることができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の担い手の育成を目的とした継続的な「学習会」や「養成講座」の開催のあり方を考える必要がある。</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響で「集まる」ことへの制限がかかり、地域ケア会議*などの実施ができない状況である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域でのリーダーや担い手の育成（再掲）</li> <li>■ボランティアセンターの役割整理</li> <li>■民生委員*との連携 民生委員*の活動内容の検討や研修等の実施</li> </ul>
3.介護保険サービス・介護予防サービスおよび障がい者支援サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の中で、制度以外の在宅サービスへの住民ニーズに対応できるよう、新たな在宅福祉サービスを検討した。</li> <li>社会福祉協議会との連携・実施（いききサロン・ボランティア活動等）により制度の枠にはまりにくい人のサポートを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍に伴い、高齢者の通いの場の推進が難しい状況。</li> <li>高齢者のみ世帯の増加や家族介護力の低下により施設入所利用者が増加傾向にある。</li> <li>福祉サービス利用者や介護者が高齢化し、障がい者施設入所者が増加傾向にあるが、介護保険への移行が困難。</li> <li>障がい者施設は、稼働率が高いため、施設の拡張やグループホームの増設の要望がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■障がい福祉施設等の拡張・増設の検討</li> <li>■高齢者の生活支援体制（地域包括ケアシステム*）の構築</li> </ul>
4.地域福祉活動を活発化する	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨年の台風第19号災害ボランティアセンター*の運営により、住民のボランティア活動に対する意識が変化した。</li> <li>民生委員*がひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯へ、急病や災害時に駆けつけた救急隊が状況に応じて活用する救急医療情報キット*の配布を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員*役員会及び定例会ではグループワーク（事例検討等）、学習会などを通じて民生委員*が地域のつなぎ役として活躍できる活動を模索している。</li> </ul>	

## 基本目標4 地域で人と人が支え合う

基本施策・指標	成果・課題等		今後の方向性
	主な成果	主な課題	
1.地域生活の環境を守る	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害ボランティアセンター*やささえあいセンターを立ち上げたことで、改めて安心安全な生活基盤の確保に向けた取組みができた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コロナ禍の状況下で「まちづくり」や「環境整備」などをテーマに人を集めて話し合うことにも制限がかかっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■住民活動と連携した環境整備</li> <li>■小地域*での支えあいの仕組づくり【再掲】</li> </ul>
2.地域福祉ネットワークを構築する	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度より、第2層の生活支援コーディネーター*を配置した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>フォーラムや学習会を実施したが、現状は住民に対する「地域づくり」への動機づけに留まっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域に活動への促進</li> </ul>
3.地域づくりに積極的に参加を支援する	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民学習会やフォーラムを通じて「地域づくり」への啓発を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状は啓発活動に留まっている。コロナ禍により積極的に地域の活動を促し、繋げていくのは難しい。</li> </ul>	

## 第4節 第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の重要課題

本格的な人口減少・少子高齢社会が進む中、支援を必要とする人が増えています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすためには、様々な困難を抱えている住民を、町や関係機関などの多様な主体が連携し支えることが重要です。多様な主体が連携し、支えあう地域としていくためには、地域の課題を「自分ごと」として捉え、「自分にできることは何か」を考え、取り組むことが求められます。

本計画では、このような状況を踏まえ、以下の重要課題の解決に寄与する施策・事業を展開します。

### ◆第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画の重要課題

- 包括的な相談支援体制の構築
- 身近な地域での支えあえる仕組みの構築
- 地域福祉活動を推進できる担い手の育成
- 若年層への情報発信、活動への参画促進
- 地域での防災・減災に向けた取組み
- 成年後見制度\*の利用促進

## 第3章 計画の理念・目標・体系

### 第1節 基本理念

#### 共に支えあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

地域福祉は、個人が人として尊重され、自立した生活が送れるように、町民、社協、事業者、行政などの「協働」の中で、推進していく必要があります。公的福祉サービスの拡充、良質な福祉サービスの提供、それらの福祉サービスが容易に利用できる体制、地域住民による見守り・助け合いがあって初めて、住民一人ひとりが安心して暮らすことが可能になります。本計画では基本理念を上記のように掲げて、計画を推進します。

### 第2節 基本目標

3つの基本目標に沿って、取組みを進めます。

#### ● 基本目標1 みんなで支えあうお互いさまの社会づくり

- 少子高齢化の進行に伴い、地域での生活課題が複雑化・多様化しています。地域活動における若い世代の参加が少なく、地域福祉の担い手の高齢化が懸念されます。若い世代から地域課題に関心がもてるよう、学びの場や福祉教育を推進します。
- また、地域においては、地域課題や生活課題のある人を見つけ、関係機関との協働等を進められる核となる人材が重要であることから担い手の確保を推進します。さらに、次の活動につながるよう、住民同士の支えあいの仕組づくりを促進します。

#### ● 基本目標2 なんでも相談できる仕組みづくり

- 改正社会福祉法第106条の3において市町村には包括的な支援体制の整備が求められ、地域福祉計画にはこれに対応する施策を記載することが努力義務として位置づけられています。本町においても、地域福祉を取り巻く課題が複雑になる中、複合的な課題を抱える人たちの相談を包括的に受け止める体制の整備を推進します。また、支援やサービスを必要とする人が的確に情報にたどりつけるよう、情報収集・情報発信を行います。

#### ● 基本目標3 安心・安全に暮らせるサービス・基盤づくり

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちとするためには、地域での支えあいの仕組みと包括的な支援体制に加えて、支援を必要とする人が、必要な時に福祉サービスを利用できるよう、基盤を整えることが必要となります。福祉サービスの持続可能な提供体制の構築、適正化、質の向上などの施策を展開していきます。
- また、近年は地震や豪雨など予期せぬ災害が頻発しています。緊急時に適切に対応できるよう、支援が必要な人の把握等の施策を推進します。
- さらに、成年後見制度\*の利用を促進し、日常生活に支障がある人たちを社会全体で支える仕組みを推進します。

### 第3節 施策体系

基本理念:共に支えあい、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまち

#### ● 基本目標1:みんなで支えあうお互いさまの社会づくり

施策		主な事業	
1-1	地域での支えあう意識の醸成	1	地域福祉活動への関心を高める
		2	支えあい、認めあう心をはぐくむ
1-2	地域を支える担い手を育てる	1	活動を支える人を育てる
		2	福祉活動を担う組織を支援する
		3	福祉活動を支える組織の活性化
1-3	地域での支えあいの仕組みづくり	1	地域の課題発見・共有の取組みの強化
		2	気軽に悩みを話せる場づくり
		3	見守り・支えあいの取組みを強化する

#### ● 基本目標2:なんでも相談できる仕組みづくり

		主な事業	
2-1	相談機能の強化	1	相談を包括的に受け止める体制を強化する
		2	身近で気軽に相談できる
2-2	早期発見に向けた情報収集・情報発信の強化	1	援助を必要としている方の早期発見
		2	支援やサービスの情報をわかりやすく伝える

#### ● 基本目標3:安心・安全に暮らせるサービス・基盤づくり

施策		主な事業	
3-1	いのちを守る支援の充実	1	防災・減災対策を強化する
		2	緊急時や複雑な課題を抱える人を支援する
3-2	権利擁護の推進～佐久穂町成年後見利用促進基本計画	1	利用促進に向けた地域連携ネットワーク及び中核機関の整備
		2	適切な相談・対応体制の整備
3-3	暮らしを支える福祉サービスの充実	1	高齢者、障がい者、子育て支援等の福祉サービスの充実
		2	生活に必要なサービスの整備

## 第4章 施策の展開

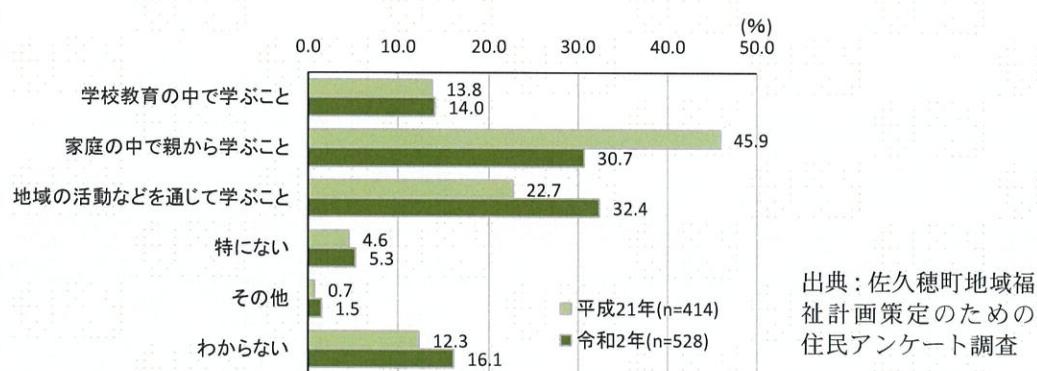
### 基本目標1 みんなで支えあうお互いさまの社会づくり

#### 1-1 地域での支えあう意識の醸成

##### ■ 現状と課題

- 地域の支えあいを進めていくためには、「ちがい」＝「多様性」を認め、尊重し合い、他者を思いやる心をはぐくむことが必要です。そして、地域の課題を「自分ごと」として捉え、「自分にできることは何か」を考え、一人ひとりが行動につなげていくことが重要です。
- アンケートでは、子どもたちに対する福祉教育について、最も不足していることは、「地域の活動などを通じて学ぶこと」の回答割合が高くなっています。
- 子どもから高齢者まで、地域のことを考える機会をつくり、地域の福祉課題を共有し、福祉活動への関心を高めていくことが必要です。

図表25 子どもたちに対する福祉教育について、最も不足していること



##### ■取組方針

###### 地域福祉計画

###### 佐久穂町の取組方針

- ・ 広報やSNS\*など多様な媒体を活用した広報活動を通して、地域福祉への関心を高めます。
- ・ 地域行事などの活動を通じた学びの場づくりを進めます。

###### 地域福祉活動計画

###### 佐久穂町社会福祉協議会の取組方針

- ・ 福祉体験等を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代の福祉意識を高めます。
- ・ 町民が活動の意義を感じ、自発的な活動につながるよう、学び、考える場をつくります。

##### ■目標

- ✧ 子どもの頃から福祉に対する学習機会を増やし、その理解を促します。
- ✧ 地域の福祉課題の共有を図り、福祉活動への関心を高めます。

## ● 主な事業1：地域福祉活動への関心を高める

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
地域福祉活動の必要性や活動内容等の発信	・町 ・社協	広報の他、ホームページ、FacebookなどのSNS*や、オンライン通信アプリLINEなど新しい技術も積極的に活用し、地域課題や地域福祉の必要性、地域福祉活動の紹介等の情報発信を行います。特に、福祉関連の情報を取得していない若者にも届くよう、工夫をします。

## ● 主な事業2：支えあい、認めあう心をはぐくむ

◇町・社協の主な事業・活動

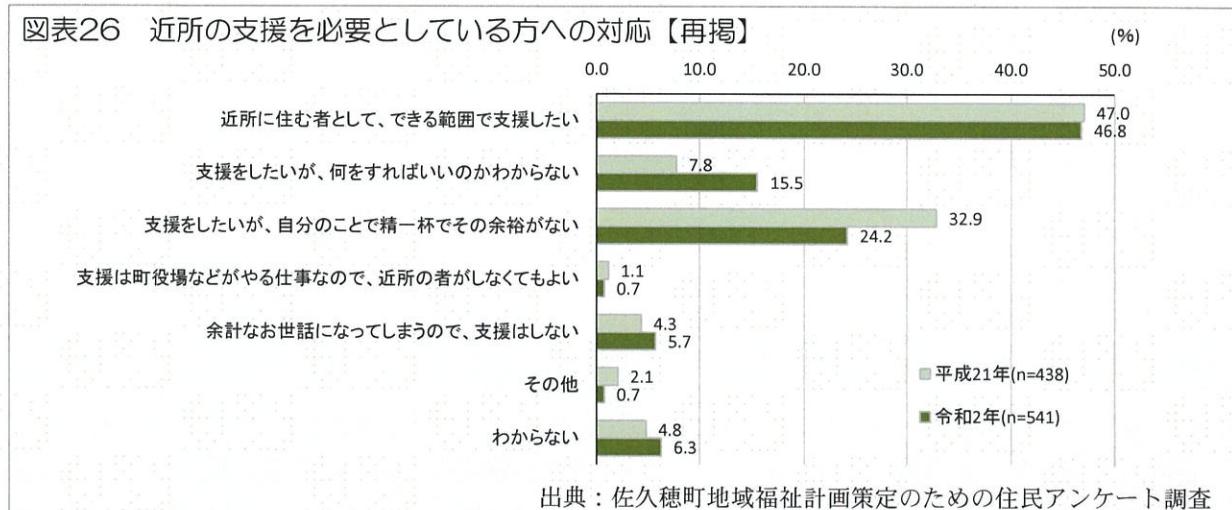
事業名等	担当	内容
福祉教育の推進	・社協	学生から高齢者まであらゆる年代層に対し、学習や体験を通して、福祉について学ぶ場をつくります。
経験実践の場の提供	・社協	学生が、実践を通してさらなる学びにつながるよう、関係機関と福祉事業所等が連携しながら受け入れを行います。
地域の子どもたちとともに魅力ある地域行事の創造	・町	地域における伝統ある祭りの振興を通して、子どもたちの郷土愛をはぐくむ活動を推進します。
地域づくりフォーラムや学習会の開催	・町 ・社協	地域づくりフォーラムや学習会の開催などを通じて、住民による自発的な活動の意義や必要性について、地域住民や事業者、専門職等の理解を深めます。
地域での学習会やワークショップの実施	・社協	地域に出向き、公民館やサロン、区の集まりなど、住民が集まる場にて学習会やワークショップ*等を行い、意識の共有を図ります。
多様性を認める心の醸成	・町	年齢や性別、人種、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認など、多様な個性を尊重する心の醸成に向け普及・啓発を図ります。

## 1-2 地域を支える担い手を育てる

### ■ 現状と課題

- 地域の福祉課題が多様化・複雑化する中、地域での活動を推進する「人材」を育てていくことが重要です。これまで、地域福祉活動に関する学習会等は行ってきましたが、実際の福祉活動につなげるという点では課題が残ります。
- アンケートでは、近所に住んでいる、何らかの支援を必要としている方への支援の意向は約5割に上ります。また、何らかのNPO\*やボランティア活動への参加意向がある人は約8割に上ります。このような意欲がある人たちを福祉活動につなげるための場づくりや講座が必要です。
- また、地域福祉を推進していくためには、活動を推進するリーダーの存在も欠かすことができません。そのような人材の育成にも力を入れていく必要があります。

図表26 近所の支援を必要としている方への対応【再掲】



出典：佐久穂町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査

### ■取組方針

#### 地域福祉計画

##### 佐久穂町の取組方針

- ・ 引き続き、介護予防や認知症などの地域における知識普及・理解促進が不可欠な分野に関する人材を育成する講座や研修等を実施します。
- ・ NPO\*やボランティア団体等のさらなる活動の充実に向けて支援を行います。

#### 地域福祉活動計画

##### 佐久穂町社会福祉協議会の取組方針

- ・ 地域での課題解決力をより高めるため、小地域\*単位で地域課題を考える場をつくり、自発的な活動を促進します。
- ・ 地域での福祉教育を推進できる担い手の確保に向けた仕組みづくりを進めます。
- ・ 福祉活動を推進するNPO\*やボランティア団体等に対して支援を行い、活動の充実を図ります。

### ■目標

- ◆ 地域福祉活動に参加する人を増やします。
- ◆ 地域福祉活動を推進するリーダーを育成します。

## ● 主な事業1：活動を支える人を育てる

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
地域リーダーの育成	・ 社協	地域課題や生活課題のある人を見つけ、関係機関と協働等を進める核となる、次代を担う地域リーダーの育成を進めます。また、地域リーダーが、交流する場を設け、住民主体による地域活動の活性化を促進します。
小地域*での話し合いの場づくり	・ 社協	小地域*の中で課題を出し合いながら助け合い創出につなげるため、小地域*での話し合いの場をつくり、地域福祉活動の取組みにつなげます。
地域での福祉教育を担う人材の確保の仕組づくり	・ 社協	現役時代に教育に関わる仕事をしていた人などと連携し、地域で福祉教育を行う仕組づくりを行います。
キャラバン・メイト*養成講座の実施	・ 町	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポートー*」を育成する講座の講師役となる「キャラバン・メイト*」を養成する講座を実施します。
介護予防サポートー*、認知症サポートー*養成講座	・ 町	介護や認知症を少しでも遅らせられるよう、運動教室や啓発活動をサポートする人材の確保・育成を行います。なお、認知症サポートー*養成講座は、引き続き、中学生等へも実施していきます。
災害ボランティアの強化	・ 社協	災害に備え、災害ボランティアに関する講座を開催し、災害時のボランティア活動につなげます。 現在ある「災害ボランティアセンターマニュアル」を見直し、有事の際には、より適切な運営につながるよう、準備をしていきます。

## ● 主な事業2：福祉活動を担う組織を支援する

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
ボランティア団体・NPO*等の立ち上げ支援	・ 社協	傾聴ボランティア団体等の立ち上げ支援や学習会の開催を行います。
福祉団体等への地域福祉活動に対する支援	・ 町 ・ 社協	地域福祉活動を行う福祉団体への情報提供及び自立に向けた事業に対する補助金交付を行います。

## ● 主な事業3：福祉活動を支える組織の活性化

◇町・社協の主な事業・活動

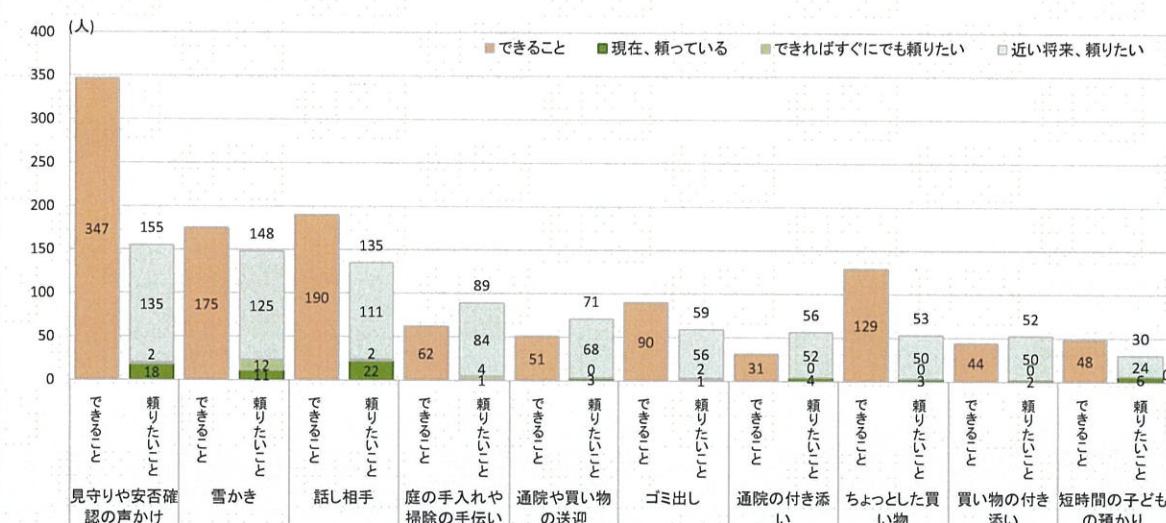
事業名等	担当	内容
ボランティアまちづくりセンター*の活性化	・ 社協	ボランティアまちづくりセンター*の役割を整理した上で、機能強化を図り、ボランティア活動を促進します。

## 1-3 地域での支えあいの仕組みづくり

### ■ 現状と課題

- アンケートでは、今後、町が優先して充実すべき取組みとして、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援」が最も高くなっています。多くの住民が支えあいの必要性を感じています。また、災害発生前の備えとして「日頃からの隣近所とのあいさつや声かけや付き合い」が上位にきており、地域での顔の見える関係づくりや、支えあいの取組みの重要性が高まっています。
- 今後、人口減少や少子高齢化が進行する中で、より一層、住民同士の支えあいは重要になってきます。「見守りや安否確認の声かけ」などができるという方は多く、その思いを“行動”につなげる仕組みづくりが必要です。

図表27 住んでいる地域における、可能な支援と依頼したい支援の関係（複数回答）



出典：佐久穂町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査

### ■取組方針

#### 地域福祉計画

##### 佐久穂町の取組方針

- 地域での見守りや支えあいの活動を促進します。
- 地域での課題を整理し、解決が難しい福祉課題に関しては専門機関と共有し、解決策の検討を行います。

#### 地域福祉活動計画

##### 佐久穂町社会福祉協議会の取組方針

- 地域住民とともに福祉課題について共有し、課題解決に向けて話し合いの場を設けます。
- ボランティアとともに、見守りや支えあい活動を行います。
- また、地域での支えあい活動を支援します。

### ■目標

- 小地域\*などの単位において、地域の福祉課題を共有し、解決する力を高めています。
- 地域などの単位において、解決が難しい課題は専門機関と連携し、取り組んでいます。
- 地域での見守りや支えあいを促進します。

## ●主な事業1：地域の課題発見・共有の取組みの強化

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
小地域*における地域課題の共有	・社協	小地域*の中で話し合いの場を設け、地域課題を共有し、助け合い活動の創出につなげます。
地域ケア会議*の機能強化	・町 ・社協	地域包括支援センター*を中心に、地域で暮らす中での困りごと（課題）の把握や、その解決策の検討を行い、必要な仕組みやサービスの立上げを支援します。
生活支援コーディネーター*の活動支援	・町 ・社協	生活支援コーディネーター*とともに、地域の課題を共有し、必要な生活支援や介護予防サービスの提供体制構築につなげていきます。

## ●主な事業2：気軽に悩みを話せる場づくり

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
地域における集いの場の創出	・社協	身近な場所で共通の悩みや課題を話し合える場をつくります。集うことが困難な人には、お役立ち情報の提供を行います。
サロン、カフェ等での相談活動	・社協	職員が地域のサロンやカフェ（おとこのカフェ含む）等に出向き、専門知識を生かしてサロン活動を支援するとともに、地域ニーズの把握、生活上の困りごと等の相談活動を行います。
世代間の交流の促進	・町 ・社協	保育園などを拠点とした世代間交流（高齢者や未就園児との交流など）や、季節の伝統行事などあらゆる年齢層が集まる場を活用して、地域の中での繋がりを深めていきます。

## ●主な事業3：見守り・支えあいの取組みを強化する

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
コロナ禍での見守り体制づくり（あんしんコール事業）	・社協	ボランティアの協力により高齢独居世帯等への電話による安否確認やつながりづくりを行います。
有償在宅福祉サービス「ふれあいサポート」の活性化（小地域*での支えあい活動の支援）	・社協	買い物やゴミ出し、除雪などの日常生活の支えあい、助け合い活動の周知を図るとともに、地域ニーズの収集と協力会員（有償福祉サービス登録）の発掘を行います。また、役場・地域包括支援センター*等の関係機関との連携及び事業主旨の共有を行い、支援を推進します。加えて、協力会員同士の活動交流会、研修会等を行い、取組みの改善につなげます。
地域での防災・減災に向けた取組の促進（自主防災組織の育成）	・町	災害時における被害拡大阻止は「公助」の取組みだけではなく、同時に自らの命を自らが守る「自助」、地域での助け合いによる「共助」などの対応力を高めていくことが大切です。地域での定期的な研修や訓練を行います。
自治会の活動支援	・町	福祉の充実を図るために、情報の共有や連携体制を整えるほか、有事の際を想定した防災訓練などの活動を支援します。

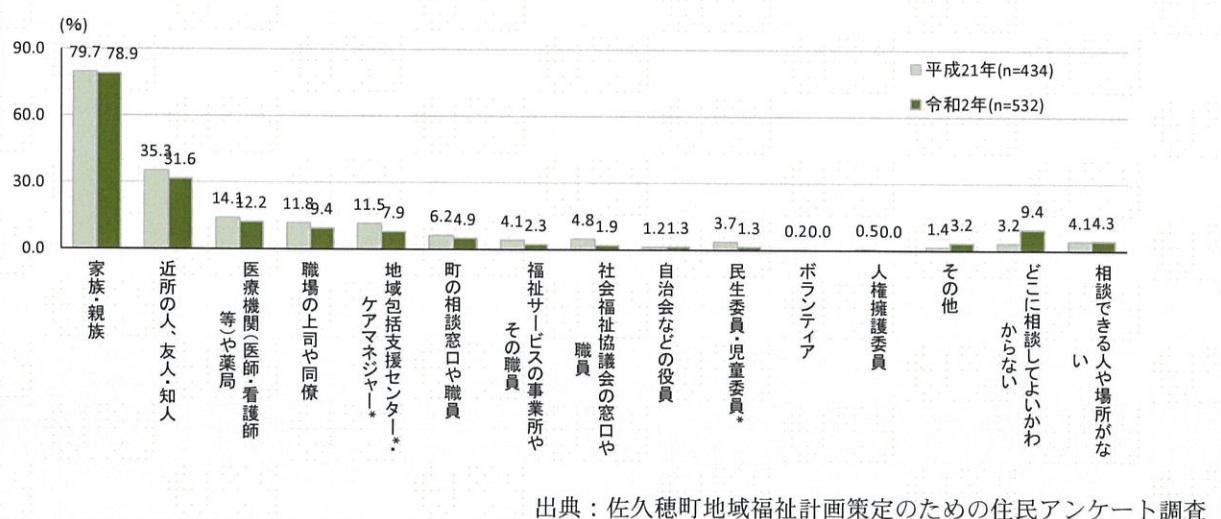
## 基本目標2 なんでも相談できる仕組みづくり

### 2-1 相談機能の強化

#### ■ 現状と課題

- 福祉課題が多様化・複雑化し、複合的な課題を抱える人たちが増加する中、制度の枠を超えて受け止める体制の整備が求められています。庁内及び、関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実させることが必要です。
- 不安や悩みの相談先は「家族・親族」が多いですが、「どこに相談してよいかわからない」が9.4%、「相談できる人や場所がない」が4.3%と、約1割は相談先がない状況にあります。課題を抱える人を早期に把握し、必要な支援につなげるために、身近で気軽に相談できる相談窓口の設置が必要です。

図表28 不安や悩みの主な相談先（複数回答）



出典：佐久穂町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査

#### ■取組方針

##### 地域福祉計画

###### 佐久穂町の取組方針

- ・ 関係機関や専門職との連携を進めることで、包括的な相談支援につなげる体制を整えます。職員の相談対応力の向上を図り、窓口での的確な対応、支援へのスムーズなつなぎを実現します。
- ・ 身近で気軽に相談できる窓口を設置し、早期発見を目指します。

##### 地域福祉活動計画

###### 佐久穂町社会福祉協議会の取組方針

- ・ 職員間や関係機関との連携強化を図り、適切な支援につなげられる体制を整えます。
- ・ 職員の相談対応力や専門性の向上を図るため、研修会等への参加によるスキルアップに努めます。

#### ■目標

- ◆ 複雑化・多様化した課題に的確かつ円滑に対応できる体制づくりを進めます。
- ◆ 町民が気軽に相談できる環境を整備します。

## ● 主な事業1：相談を包括的に受け止める体制を強化する

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
ワンストップ相談窓口の機能強化	・町 ・社協	課題を把握し、横連携に繋げていくケアマネジメント*の構築を進めます。また、緊急時に対応できるワンストップの相談体制の機能強化を進めます。
関係機関との連携強化	・町	福祉団体など関係機関と分野横断的な連携ができるよう、連携会議を定期的に実施し、連携強化を図ります。
専門職ネットワークの構築	・町	医療や介護分野の専門機関同士の連携・調整のためのネットワーク会議の開催を検討します。
職員の相談支援力の向上	・町 ・社協	困難事例等の共有・検討や、研修への参加を通して、相談支援力の向上を図ります。

## ● 主な事業2：身近で気軽に相談できる

◇町・社協の主な事業・活動

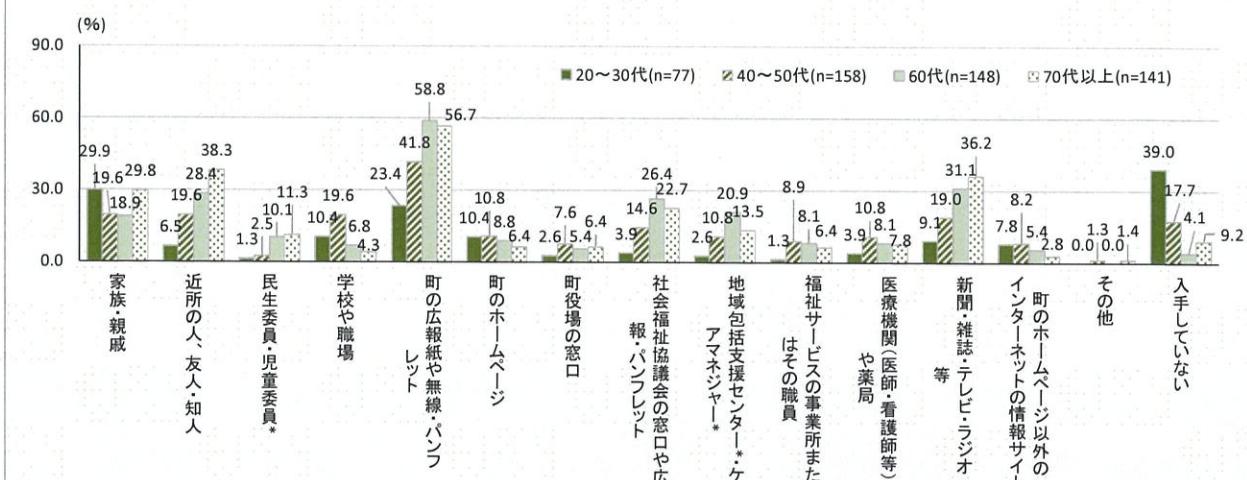
事業名等	担当	内容
なんでも相談窓口の設置	・町 ・社協	誰でも気軽に立ち寄ることができ、適切な部署や関係機関へつなぐ案内ができるワンストップ窓口を目指します。
地域包括支援センター*の相談機能の更なる充実	・町	地域包括支援センター*での相談業務の更なる充実を図ります。
子育て世代包括支援センター	・町	新たに「子育て世代包括支援センター*」を設置し、母子保健事業と子育て支援事業を有機的に連携強化することで切れ目のない子育て支援体制を構築します。
乳児家庭全戸訪問事業	・町	すべての出生児を対象として保健師が訪問し、乳児・産婦の観察や保健指導、育児相談を行い、健診や予防接種などの案内を行います。

## 2-2 早期発見に向けた情報収集・情報発信の強化

### ■ 現状と課題

- 支援やサービスを必要とする人が的確な情報にたどり着き、早期に相談やサービス利用ができることが重要です。そのために、援助を必要としている方の早期発見に向けて、情報収集を行い、必要な支援が行き届くよう努めます。
- 福祉サービスに関する情報の入手先は、年齢ごとに違いがみられることから、発信するメディアを工夫するなど、ターゲットに合わせた情報発信を行い、相談窓口やサービス等の周知を図ります。

図表 29 年代別 福祉サービスの情報の入手先（複数回答）



出典：佐久穂町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査

### ■取組方針

#### 地域福祉計画

##### 佐久穂町の取組方針

- 支援やサービスを必要とする人が情報にたどり着けるよう、わかりやすい情報提供を行います。
- 援助を必要とする方の早期発見に向け、地域や関係機関と連携を行い、必要な支援へとつなげます。

#### 地域福祉活動計画

##### 佐久穂町社会福祉協議会の取組方針

- 高齢者や障がい者など、普段から情報入手が困難な状況にある人に対し直接、情報提供を行います。
- 活動を通して、支援やサービスをする人を把握し、専門機関につなげます。地域における見守り体制の整備を支援します。

### ■目標

- 援助を必要とする人の早期発見に向け、関係機関との連携体制を構築します。
- 相談窓口やサービス等の認知度の向上を図り、支援を必要とする人に情報を届けます。

## ● 主な事業1：援助を必要としている方の早期発見

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
民生児童委員*活動への支援	・町	民生児童委員*活動の周知を行います。また、行政や自治会等による、民生児童委員*が対応困難な事例が生じた場合のサポート体制の強化など、活動しやすい環境づくりを進めます。
民生児童委員*や自治会等と連携した手助けが必要な者情報収集	・町 ・社協	何らかの支援が必要な者を把握し、対応できるようにするため、民生児童委員*や自治会等から定期的に情報収集を行います。
高齢者の見守り活動、独居高齢者宅訪問活動	・町 ・社協	地域住民、行政、医療機関等が連携しながら見守り活動できる体制を構築します。また、民生児童委員*や自治会等による訪問活動との情報共有を行います。
企業等と連携した見守りネットワークの構築	・町 ・社協	新聞配達業者や介護保険事業所等と連携し、消費生活や健康、安否などに気を配り、有事の際には関係機関へつなぎ、支援する仕組みを構築していきます。
佐久穂町生活支援・地域ささえあいセンターの運営	・社協	自然災害等による被災者は、発災前とは大きく異なった環境に置かれることにより、気持ちや生活状況にも様々な変化がみられ、それぞれ個別課題への支援が必要とされます。さらにきめ細やかな見守りを行い、寄り添いとその課題に対して包括的な支援が行える体制を整えます。

## ● 主な事業2：支援やサービスの情報をわかりやすく伝える

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
多様な媒体による支援やサービスの情報発信	・町 ・社協	広報、SNS*等を通して、支援やサービスの情報をわかりやすく伝えます。サロン、カフェを通して、支援やサービスを紹介していきます。

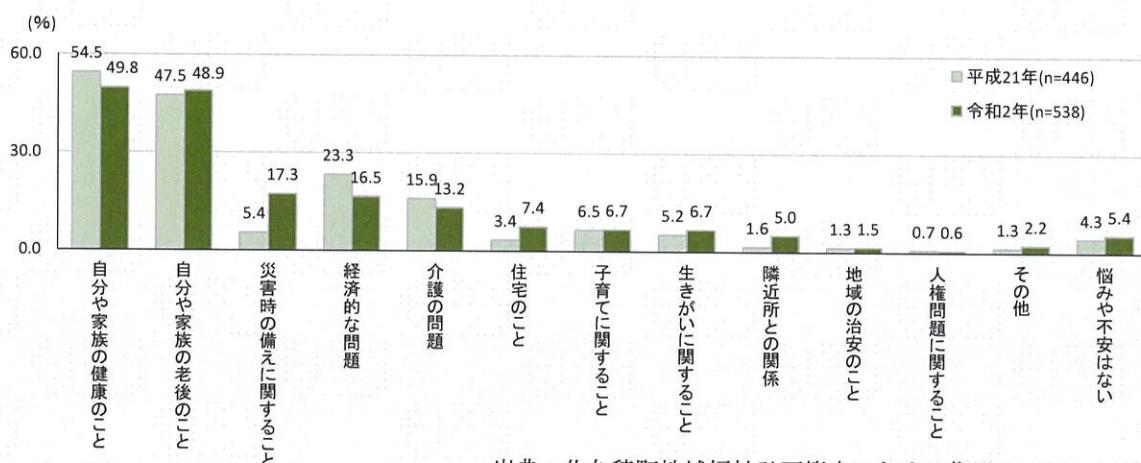
## 基本目標3 安心・安全に暮らせるサービス・基盤づくり

### 3-1 いのちを守る支援の充実

#### ■ 現状と課題

- 近年、東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨など甚大な被害を及ぼす自然災害が多発しています。本町においても、令和元（2019）年に台風第19号による豪雨災害が発生し、大きな被害を受けました。また、全国的に悪質かつ巧妙な犯罪の増加、高齢者や児童への虐待等、様々な犯罪が起きています。減災対策、犯罪等の未然防止などの取組みの強化が必要です。
- 既存の制度では対応が困難なケースや、福祉サービスの基準には該当しないものの何らかの支援が必要な、いわゆる「制度の狭間」への対応が全国的に課題となっています。そのようなケースに対し、柔軟に対応するための体制づくりを行います。

図表 30 日常生活における主な悩みや不安（2つまで）【再掲】



出典：佐久穂町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査

#### ■ 取組方針

##### 地域福祉計画

###### 佐久穂町の取組方針

- ・ 災害時の備えや安否確認の仕組みづくり等を進めます。
- ・ 複雑な課題を抱える人への支援を行います。

##### 地域福祉活動計画

###### 佐久穂町社会福祉協議会の取組方針

- ・ 地域防災・防犯の活動を支援します。
- ・ 複雑な課題を抱える人たちを専門機関につなぎます。

#### ■ 目標

- ◆ 地域の災害時に向けた備えを整えます。
- ◆ 複雑な課題を抱える人たちへ柔軟な対応を行います。

## ● 主な事業1：防災・減災対策を強化する

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
災害の情報提供や安否確認の仕組みづくり	・町	災害時の情報提供がしやすい仕組みをつくります。要援護者の安否確認の方法の検討を行います。
避難行動要支援者支援（個別支援プラン）*の推進	・町	「避難行動要支援者対象者リスト*」に掲載している要支援者全員の「個別支援プラン」が策定されるよう、自主防災組織による支援体制の確立を推進します。

## ● 主な事業2：緊急時や複雑な課題を抱える人を支援する

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
生活困窮者*自立支援	・社協	生活福祉資金の貸し付けや日常生活自立支援事業を実施します。新型コロナウイルス感染症などによる休業・失業した人へ支援資金の特例貸付等を行います。
ひとり暮らし高齢者等の緊急時対応	・町	高齢者の心身の不調などの不安について、地域包括支援センター*やケアマネジャー*（ケアマネジャーは介護が必要な方のみ）等が、24時間体制で対応できる体制を構築しており、引き続き、取組みます。 また、ひとり暮らしの高齢者を対象に「安否・緊急通報サービス*」も整備しています。制度の周知を行い、サービスが必要な方への導入を進めます。
不審者情報の提供	・町	自治会、民生児童委員*などによる防犯活動を行います。また、防犯パトロールなど小地域*での防犯活動も行います。
消費者トラブルに関する情報提供	・町	行政、警察、金融機関など関係機関の連携を強化します。主に高齢者、障がい者、認知症のある人が消費者被害に遭わないようにするために、権利擁護体制の充実と合わせて、消費者啓発を行います。
虐待防止体制の確立（子ども・障がい者・高齢者）	・町	DV（ドメスティック・バイオレンス）*に起因する児童虐待が増加傾向にあるため、相談窓口を設けるとともに保健福祉事務所などの関係機関と連携しながら適切かつ迅速に対応します。
ひきこもり対策	・町	ひきこもりに関する知識や理解の普及啓発を進めるとともに、民生児童委員*との情報共有を行います。
自殺対策	・町	地域との連携を強化し、生きることの包括的な支援や住民への啓発を行い、相談体制の充実を図るとともに、各計画で対象者別に対策を行います。

## 3-2 権利擁護の推進～佐久穂町成年後見利用促進基本計画

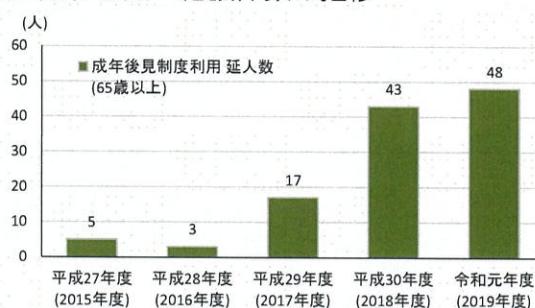
### ■ 本計画の背景

- 認知症、障がいがあることにより財産の管理や日常生活などに支障がある人たちを社会全体で支えあうことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に必要ですが、成年後見制度\*はこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていない状況がありました。
- こうした状況を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以降、成年後見制度利用促進法）が平成28（2016）年4月15日に公布され、同年5月13日に施行されました。成年後見制度利用促進法において、県や市町村に対して、制度の利用を促進する体制として、地域連携ネットワークの整備及び中核機関の設置等に努めることが明示されました。
- 本町においても、「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条」に基づき、成年後見制度\*の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐久穂町成年後見利用促進基本計画を策定し、取組みます。

### ■ 現状・課題

- 成年後見制度\*とは、認知症高齢者や障がいのある人など、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人\*等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。
- 本町における成年後見制度\*の延べ相談件数は、年々増加傾向にあり、令和元（2019）年は48人となりました。高齢化の進展する中、制度を必要とする人が利用できるよう、制度の周知、相談体制の充実、後見人\*の支援や育成等が必要です。

図表31 成年後見に関する延べ相談件数の推移



出典：佐久穂町

### ■ 取組方針

#### 地域福祉計画

##### 佐久穂町の取組方針

- ・ 成年後見制度\*の周知を図り、利用を促進します。
- ・ 相談窓口を設定し、適切な利用につなげます。
- ・ 地域連携ネットワークづくりと担い手の育成を図ります。

#### 地域福祉活動計画

##### 佐久穂町社会福祉協議会の取組方針

- ・ 成年後見制度\*の周知を図ります。
- ・ 日常生活での福祉サービス利用や金銭管理等が難しい方への支援を行い、必要に応じて成年後見制度\*の利用につなげます。

## ■目標

- ◆ 成年後見制度\*が住民に周知され、必要な人が制度を利用できるようにします。
- ◆ 誰もが、権利が守られた生活を送ることができる社会の実現を目指します。

### ● 主な事業1：利用促進に向けた地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
成年後見制度*等の普及・啓発	・町	権利擁護や成年後見制度*、相談窓口に関する情報を発信し、周知を行います。
地域連携ネットワークづくり	・町	権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができるよう、住民、司法、民間関係者、行政が連携・協力し、支援を行う地域連携のネットワークを構築します。
中核機関の設置	・町	佐久広域連合では、平成28年度より成年後見に関する相談及び法人後見等を「さく成年後見支援センター（以下、センター）」にて運営しています。その中で、成年後見に関する「一次相談窓口」を各市町村が担い、専門的な「二次相談窓口」をセンターが担う体制を構築してきました。既に構築されているこの仕組みを活かし、役割分担を行い「中核機関」を令和3年4月1日に設置します。
早期把握・早期支援	・町	各関係機関等のネットワークや相談窓口を設置し、支援が必要な人の早期把握・早期支援に努めます。

### ● 主な事業2：適切な相談・対応体制の整備

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
担い手の育成・支援	・町	後見人*等の育成と活動の支援を行います。
利用者視点にたった制度の運用	・町	申立てに關わる相談を受け、手続きに関する支援を行います。適切な候補者推薦のための検討を行います。申立て費用及び後見人*への報酬費用の助成等の検討を行います。
日常生活自立支援事業	・社協	認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でないため、日常生活での福祉サービスの利用や金銭管理等ができるない方たちの支援を行います。

### 3-3 暮らしを支える福祉サービスの充実

#### ■ 現状と課題

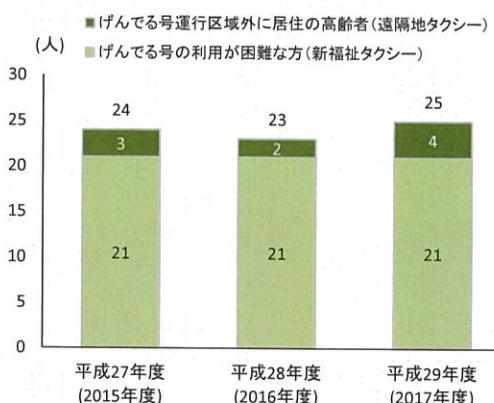
- 高齢者、障がい者、子育て支援等、様々な福祉サービスの充実は、地域福祉を推進していく上での重要な基盤となります。住民のニーズに応じたきめ細やかなサービスが求められています。
- ニーズを的確に把握し、サービスの量や質の充実につなげ、福祉サービスを必要とする住民に対し、適切にサービスを提供する基盤づくりを推進します。

図表32地域包括支援センター\*事業実績報告



出典：佐久穂町

図表33佐久穂町福祉タクシー\*事業の利用状況



出典：佐久穂町

#### ■取組方針

##### 地域福祉計画

###### 佐久穂町の取組方針

- ・ 福祉サービスのニーズを把握し、サービスの量の確保・質の向上を図ります。
- ・ 誰もが地域で安心して暮らせるよう、生活に必要なサービスの整備を行います。

##### 地域福祉活動計画

###### 佐久穂町社会福祉協議会の取組方針

- ・ 社協が行う福祉サービスについて適切に実施し、町民の福祉向上を図ります。

#### ■目標

◆ 地域において、暮らしを支える福祉サービスを適切に提供していきます。

### ● 主な事業1：高齢者、障がい者、子育て支援等の福祉サービスの充実

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
福祉サービスの持続可能な提供体制の構築	・町 ・社協	福祉サービスの従事者等の不足が課題となっている中、入職の促進、職場環境の改善による離職の防止等を促進し、安定的なサービス提供体制の構築を支援します。
福祉サービスの適正化・確保	・町	福祉サービスの適正化に向け、各計画で見込み量を算出し、確保していきます。
福祉サービスの質の向上	・町	研修や定期的な点検等により、福祉サービスの質の向上を図ります。

### ● 主な事業2：生活に必要なサービスの整備

◇町・社協の主な事業・活動

事業名等	担当	内容
移動手段の確保	・町	町内移動手段の最適化（予約型乗合タクシー「げんでる号」と福祉タクシー*利用対象の明確化など）や福祉有償運送サービスの充実を図ります。
行政サービスの多言語化の推進	・町	県及び、佐久広域で連携しながら、住民サービスの多言語対応を図ります。
バリアフリー化の推進	・町	町として、道路や建物の入り口等、地域で生活して行く上で障壁となる段差を解消していきます。 また、高齢者や障がい者の在宅生活継続に向けた住宅改修の補助等を引き続き行います。
住宅の確保	・町	離職等により住宅を失った生活困窮に対し、有期による賃貸や空き家への家賃相当額の給付など住まいの確保を検討します。

## 第5章 計画の推進体制・進捗管理

### 第1節 計画の推進体制

地域福祉の向上のためには、行政のみならず、町民、地域、社会福祉法人、NPO 法人\*、民間企業など社会を構成する多様な主体が、お互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

本計画に位置付けた施策は、町民、地域、社会福祉法人、NPO 法人\*、民間企業などに周知を図り、理解と協力を得て着実に推進します。

また、計画の実効性を担保するため、庁内検討会議を組織し、進めていきます。

### 第2節 進捗管理

計画の実効性を担保するため、町及び社会福祉協議会では各施策や活動の進捗状況について定期的に点検・評価を行います。また町民や福祉関係団体の代表などにより構成する地域福祉計画策定委員会において、進捗状況を評価し、各種施策の見直しや本計画の推進を図ります。



## 資料編

# 1 佐久穂町地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、協働により地域福祉の総合的な推進を図る佐久穂町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、佐久穂町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査、検討し、町長に提言するものとする。

- (1) 計画の策定に関する事項。
- (2) その他必要な事項に関する事項。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- (4) その他町長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長をおき、委員の中から互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

### (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉課において行う。

### (補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 27 日告示第 26 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2 佐久穂町地域福祉計画策定委員名簿

No.	団体名	氏名	備考
1	NPO 法人わがまち研究所	竹内 達朗	
2	佐久穂町身体障害者福祉協会	畠山 敏雄	副委員長
3	佐久穂町公民館	須田 芳明	
4	佐久穂町民生児童委員協議会	櫻井 千代子	
5	佐久穂町こどもセンター	志富 茂夫	委員長
6	生活支援コーディネーター	畠 摩理子	
7	佐久穂町立千曲病院	土屋 明子	
8	佐久穂町社会福祉協議会「ふれあい」	高見澤 茂	
9	社会福祉法人ジェイエー長野会 障害者福祉施設 陽だまりの家	古家 隆	
10	佐久穂町区長会	小林 守正	
11	佐久穂町高齢者クラブ連合会	佐々木 龍夫	
12	佐久穂町商工会	由井 正隆	

(順不同敬称略)

### 3 計画策定の経過

#### ■ 計画策定の経過

開催日・期間	概要	内容
令和2年	7月28日 第1回策定委員会	・スケジュール ・改正社会福祉法のポイントの共有
	8月28日～ 9月18日 佐久穂町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査	
	10月27日 第2回策定委員会	・地域福祉の現状・課題の整理 ・佐久穂町地域福祉計画策定のための住民アンケート調査結果の報告 ・第1期計画の振り返りと今後の方向性 ・計画骨子案の検討
令和3年	1月15日 第3回策定委員会	・計画素案の検討
	1月28日～ 2月12日 パブリックコメントの実施	
	2月26日 第4回策定委員会	・パブリックコメントの結果について ・計画（案）について

## 4 用語解説

### あ行

#### 安否・緊急通報サービス

ひとり暮らしの高齢者等への安否確認や緊急時に近隣住民または医療機関等へ通報ができるサービス。

- 対象者：緊急通報等が必要なひとり暮らしの高齢者等
- 利用者負担：1月あたり 課税世帯 900円、非課税世帯 300円、生活保護世帯 無料
- 実施内容等：緊急通報…病気やケガなど緊急事態をセンターへ通報します。
- 安否通報：冷蔵庫等が 24 時間使用されないと安否通報がセンターに送られます。
- 設備内容：レシーバー本体 1 台、センサー 1 台、ペンダント型発信器 1 台

#### SNS(エス・エヌ・エス)

SNSは、ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりでき、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。

#### NPO(エヌ・ピー・オー)

NPO(Non Profit Organization)は、継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合には、NPO 法に基づき法人格が付与された NPO 法人を指すことが一般的とされているが、単に「NPO」という場合、法人格の有無は関係はない。

#### エンパワーメント

個人として、そして／あるいは社会集団として、意思決定過程に参画し、自律的な力をつけること。

### か行

#### 介護予防サポーター

シニア向けの運動プログラムなど区の介護予防事業のサポートを行ったり、さまざまな通いの場において、自分自身の健康と地域の方々の介護予防・フレイル予防を行うボランティア。

#### 救急医療情報キット

緊急時にかけつけた救急隊等が、かかりつけの医療機関や緊急連絡先等の情報を素早く正確に把握し適切な救急活動ができるようにするためのもの。あらかじめ自分の医療情報を容器に入れて冷蔵庫のドアポケットに保管する。

#### キャラバン・メイト

「認知症サポーター養成講座」の講師役の名称。講師をきっかけに、住民から相談を受けたり関係機関との連携を図ったりすることを通じ、地域のリーダー役となる役割が期待されている。キャラバン・メイトになるには、自治体または企業・職域団体が実施するキャラバン・メイト養成研修を受講する必要がある。

### **グローバル・パートナーシップ**

世界平和・環境問題など世界的問題の解決のための協力関係を提携すること。

### **ケアマネジメント**

利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害するさまざまな複合的な生活課題(ニーズ)に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発をとおして、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステムのこと。

### **ケアマネジャー**

要介護者や要支援者の人の相談や心身の状況に応じるとともに、サービス(訪問介護、デイサービスなど)を受けられるようにケアプラン(介護サービス等の提供についての計画)の作成や市町村・サービス事業者・施設等との連絡調整を行う者のこと。

### **後見人**

法的な支援を行うことを通じて、判断能力が不十分な人の生活を助け、また法的な保護とその権利の擁護を図るために、家庭裁判所から選任された人。

### **子育て世代包括支援センター**

子育て世代包括支援センターとは、母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している機関。

### **さ行**

#### **災害ボランティアセンター**

災害時に設置される被災地での防災ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。近年では、被害の大きな災害に見舞われたほとんどの被災地に立ち上げられ運営されている。

### **持続可能な開発目標(SDGs)**

平成 13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

### **障害者手帳**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の 3 種の手帳を総称した一般的な呼称。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも、障害者総合支援法の対象となり、様々な支援策が講じられる。また、自治体や事業者が独自に提供するサービスを受けられることもある。

## 小地域

小学校区よりも狭い範囲であり、佐久穂町では、『大字』単位の地域にあたる。

## 生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

## 生活支援コーディネーター

別名「地域支え合い推進員」。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者のこと。

## 成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない成年者を保護し、支援するために、後見人等が本人の財産管理等を行う制度。法定後見制度と任意後見制度の2種類がある。

### た行

#### 地域ケア会議

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。具体的には、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる、といった機能がある。

#### 地域包括ケアシステム

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目指し、重度な要介護状態となつても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

#### 地域包括支援センター

福祉・介護・保健が一体となって、高齢者の生活を支える機関。社会福祉士・主任ケアマネジャー・保健師等の専門職が連携して、介護サービス等様々な相談を受ける。

#### DV

「domestic violence」の略称であり、家庭内暴力とも呼ばれる。家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為のことであるが、日本では、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

#### デマンドタクシー

登録制で電話予約による乗合タクシー。自宅の近くから病院や商店などまで利用可能である。運行範囲は佐久穂町内。

## な行

### 認知症サポートー

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする人。全国で養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいる。認知症サポートー養成講座は、地域住民、金融機関やスーパー・マーケットの従業員、小、中、高等学校の生徒など様々な方が受講できる。

## は行

### 8050 問題

子どもの「ひきこもり」を背景に、「80」代の親が「50」代の子どもの生活を支えるという問題。世帯単位で社会的に孤立し、経済的にも困難な状況に陥ってしまうことがある。ひきこもりの長期化、親の高齢化、病気、介護等により問題が顕在化してきている。

### 避難行動要支援者対象者リスト／避難行動要支援者支援(個別支援プラン)

東日本大震災後に改正された災害対策基本法で、災害時に逃げ遅れがなどが懸念される住民をリスト化(避難行動要支援者対象者リスト)することが義務づけられている。避難行動要支援者支援(個別支援プラン)では、リストに載る個々の避難計画について作成を行う。

### 福祉タクシー

要介護状態の方を対象とする専用の車両を使ったタクシーのうち、運転手が無資格者で乗降介助を行わないタクシーは「福祉タクシー」と呼ばれる。介護保険が適用されず、介護タクシーと区別されるのが一般的。

### ボランティアまちづくりセンター

地域住民のボランティア活動に関する理解と关心を深めるとともに、ボランティア・まちづくり活動の主体性を尊重し、その育成援助と必要な連絡調整を行うことを目的としたセンターである。

## ま行

### 民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

## ら行

### レジリエンス

レジリエンス(Resilience)とは「回復力」「復元力」あるいは「弾力性」とも訳される言葉。分野によって様々な使われ方をしている。

## 老老介護

65歳以上の高齢者を同じく65歳以上の高齢者が介護している状態のことで、「高齢の妻が高齢の夫を介護する」「65歳以上の子供がさらに高齢の親を介護する」などのケースがある。

## わ行

### ワークショップ

多様な人たちが会議や活動に主体的に参加し、チームの相互作用を通じて新しい創造と学習を生み出す場のこと。

### ワンストップサービス

複数の場所や担当に分散していた関連する手続きやサービスなどを、一ヵ所でまとめて提供するようにしたもの。行政が関連する手続きの窓口を一本化することや、様々なサービスを一体的に提供することなどを指す。

---

## 第2期佐久穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行:佐久穂町・社会福祉法人 佐久穂町社会福祉協議会(令和3年3月)

■佐久穂町役場 健康福祉課

〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 569 番地

■社会福祉法人 佐久穂町社会福祉協議会

〒384-0613 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町 351 番地  
佐久穂町高齢者福祉施設「花の里ふれあい」

---